

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター検体検査業務等委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 履行場所

横浜市磯子区滝頭1-2-1

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

4 業務目的

当院における検体検査業務を、業務量に応じた効率的な人員体制と設備体制で適切な処理を行い、迅速かつ正確で安全な検査体制を確立し、適切な診療提供に貢献することを目的とするものです。

5 業務概要

仕様書のとおり

6 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 委託契約約款
- (3) 委託契約約款 第22条第1項に係る特記仕様書
- (4) 個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター検体検査業務等委託仕様書

横浜市との委託契約に基づき、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「委託者」という。）において受託者が行う検体検査業務等は、この仕様書によるものとする。

1 基本方針

- (1) この業務は、院内検体検査業務及び院外検体検査業務等の委託であり、実施にあたっては委託責任者等の病院職員と協議し、業務の円滑な遂行に努めること。
- (2) 医療法、臨床検査技師等に関する法律等の諸規定を遵守し、検体検査業務にかかる委託者の運営方針を理解し、忠実に業務を行うこと。

2 履行場所

横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

3 受託者が具備すべき基本条件

(1) 受託責任者

受託者は、実務経験 10 年以上の臨床検査技師を受託責任者として、院内に専任で配置し、円滑な業務運営のため委託者との隨時協議、日常的に行う精度管理を含む業務の指導監督及び従業員の労務管理、研修、訓練、健康管理、施設設備の衛生管理等の業務にあたらせること。

(2) 指導監督医

受託者は、受託業務を指導監督するため、医師としての経験を 5 年以上有する臨床検査に精通した医師を選任すること。

(3) 従業員

受託者は、受託業務を円滑に行うために必要な知識及び技能を有する臨床検査技師を、受託する検査の種類、数量に応じ必要な人員を配置すること。

また、休日及び時間外における当直要員として、業務を円滑に行える臨床検査技師 1 名以上を院内に配置すること。

ア 受託者は従業員を配置するにあたり、委託者に資格等を明記した従事者名簿を提出する。従業員を変更するときは、1か月以上前に委託者に届け出るものとする。

イ 受託者の従業員について著しく不適当と認められるものがあるときは、委託者、受託者の間で協議のうえ改善を図るものとする。

ウ 従業員は業務を行うに適した服装及び名札を着用し、患者等に対して十分な配慮を行うこと。

エ 従業員は火気の取り締まり及び安全衛生に十分注意すること。また、院内において火災その他の事変が発生した場合は、関係者への連絡等の措置を行うこと。

(4) 精度管理責任者

受託者は、精度管理を職務とする者として、検査業務に 6 年以上の実務経験を有し、かつ、精度管理に関する相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師を精度管

理責任者として配置すること。なお、精度管理責任者は、少なくとも週に1日は病院に赴き、精度管理の業務を行い、毎月、検査部へ報告すること。

(5) 検査機器等

ア 受託者は、受託する検査の種類に応じ必要な検査機器及び備品を、委託者が指定する場所に設置し、必要となるシステムテスト等を行い、円滑な検体検査業務が行える体制を整えること。

また、受託者は、検査内容を管理するために検体検査部門システム（以下「検査システム」という。）を設置し、委託者が管理するオーダリング機能を実装した電子カルテシステム（日本電気社製 MegaOak iS、以下「電子カルテシステム」という。）と接続するインターフェースを設け、検査項目に関して医師が電子カルテシステムに入力したオーダ情報やその結果等を送受信できるようにしなければならない。その際、電子カルテシステムとの接続や調整等にかかる費用は受託者の負担とする。あわせて、システム障害時などに必要となる最低限の電子カルテシステムの操作を、委託者の管理・指示の下、マニュアル等を参照しながら円滑に行えるよう準備すること。

イ 受託者に帰すべき理由により検査システムの変更等が生じた場合、電子カルテシステムとの接続インターフェースを見直す際にかかる費用等は、すべて受託者の負担とする。

ウ 本契約に係る業務が終了する際は、受託者が設置した検査機器や検査システム等を撤去し、原状復帰すること。また、それらにかかる費用は受託者が負担すること。

エ 委託者の管理の下、診療報酬制度を含む医療制度の改定や院内における業務運用の変更等があった場合は電子カルテシステムの運用に必要な検査関連マスターメンテナンスを適宜実施するとともに、メンテナンスを実施した箇所以外の点についてもこれらの設定内容を把握し、委託者の問合せに対応できるようにしておくこと。

オ 検査システムと電子カルテシステムとの間にはファイヤーウォール機能を実装し、不要な通信をフィルタリングする対策を講じること。

カ 受託者が設置する機器等において時刻同期が必要なものについては、委託者が指定するタイムサーバにより実施すること。なお、受託者設置の機器等のいずれかにゲートウェイ機能を持たせ、配下の機器等はそちらを参照するように留意すること。

キ その他、システム接続に関しては後述するリモートメンテナンス環境も含めて、最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」に準拠すること。また、当ガイドラインの改版にあわせて隨時見直しを図ること。

(6) 標準作業書及び業務案内書

受託者は、受託業務の適正化および標準化を図るため、医療法施行規則第9条の8第1項第6号に規定の標準作業書を常備し、従業員に周知させるとともに、受託業務の内容、方法等を明確にするため、同規則第9条の8第1項第7号に規定する業務案内書及びその他必要な帳票類を作成、常備し必要時には提出するものとする。

(7) 業務の代行

受託者は、受託業務を継続的かつ安定的に遂行するよう努めるとともに、業務を履行できなくなった場合の保証のための代行者をあらかじめ定めること。

(8) 総合検査項目情報案内サービス

- ア 受託者は、業務円滑化の為、検査実施に必要な採血時の採取容器・基準値・注意点に関する情報提供を院内のネットワーク上に表示し、速やかに情報が取得できる体制を構築することを目的に、情報処理端末機の設置を行うこと。
- イ 委託者は、設置された情報処理端末機を善良なる管理者の注意義務をもって、臨床検査委託目的のためにのみ使用する。
- ウ 総合検査項目情報案内サービスのソフトウェア、コンテンツの著作権は全て受託者に帰属し、委託者は著作権を侵害する一切の行為を行わないものとする。
- エ 委託者は受託者が許諾した範囲で総合検査項目情報案内サービス内の検査項目マスター情報のカスタマイズを行うことができる。委託者にてカスタマイズされた情報については委託者が管理し、受託者はその結果について免責されるものとする。
- オ 委託者は、総合検査項目情報案内サービス及び情報処理端末機を第三者に譲渡、転貸、売却もしくは担保の目的に供する等の行為や総合検査項目情報案内サービス及び情報処理端末内のソフトウェア・コンテンツに関する情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。
- カ 受託者は委託者に対し、情報処理端末機が院内の個人情報の収集及びそれらを外部送信する機能を有していないこと、並びに他システムへの破壊や改ざんといった機能を有していないことを表明・保証すること。
- キ 委託者は、システム運用管理上、必要なときは受託者の了解を得ずに、情報処理端末機をネットワークから切り離すことができるものとする。
- ク 受託者は、委託者が院内の全ての電子カルテシステム端末から総合検査項目情報案内サービスを使用できる環境を構築することに際し、必要な情報提供を適宜行うことともに支援するものとする。
- ケ 受託者は、病院情報システムに生じたシステム障害に総合検査項目情報案内サービスが関連している疑いがあり、委託者が調査を求めるときは、速やかに委託者の求めに応じるものとする。

4 業務内容

(1) 検査項目

委託業務は、委託者において生ずる臨床検査のうち一般検査、血液検査、生化学検査及び血清検査等とする（別紙1）。受託者は、別紙1に記載の項目を全て実施できることとする。

また、これらに付随するデータに関するアドバイスサービス、検体処理、電話対応、検査受付業務を含むものとし、医師からの要請による研究用検体の処理、保管、受け渡し等は、委託者と事前に協議を行い実施するものとする。

(2) 採血管等

採血管等の供給を行うこと。仕様は別紙1のとおりとする。

(3) 実施場所

委託業務は、院内検査の項目は委託者の検査室内で、院外検査及び未保険検査の項目については受託者の施設で実施するものとする。

ただし、院外検査及び未保険検査について、委託者の検査室内で実施可能な項目がある場合は、その項目について委託者の検査室内で実施することも可とする。

(4) 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、委託業務の円滑な遂行を図るため、事前に必要な期間、必要な臨床検査技師の研修等を行うものとする。

(5) 院内委託業務引き継ぎ

受託者は契約に際し、速やかに機器の設置や検査システムの運用等を完了し、診療に影響を及ぼさないように事前に委託者と充分な協議を行うこと。また、受託決定後から稼働が完了するまでのスケジュール等を委託者の求めに応じ、事前に提出すること。なお、引継ぎにかかる一切の費用は受託者の負担とする。

(6) その他

受託者は、委託者の検査室では、委託者において生ずる検査以外の検査を行ってはならない。

5 仕様

(1) 検体検査室運用時間

平日 8時30分 から 17時15分まで（日勤時間帯）

夜間 17時15分 から 8時30分まで（当直体制）

土曜・休日 8時30分 から 17時15分まで（日直体制）

(2) 検査依頼方法

委託業務の発注は、患者属性、検査依頼項目、採取日時等の必要事項を登録した、検査システムと接続されている電子カルテシステムを通じた検体検査オーダーか、又はこれらを記入した検査依頼書により行うものとする。

そのため、検査システムと電子カルテシステムとの間に、委託者が有する特定のハードウェアを介して検査依頼項目と患者属性を両システム間の相互通信により受け取ることができるように接続インターフェースを設ける形とするが、電子カルテシステムが何らかの理由で停止しているときは、別に用意してある複写式の検査依頼書に上記の必要事項を、医師が手書きで記入したもので検査依頼を行うものとする。

この際、検査結果等は原則として電子カルテシステムの停止が解除され正常運用に戻った後、受託者は検査システムを介して、検査結果等を電子カルテシステムに入力するものとするが、この停止が長引く場合等における詳細な取り扱いについては、委託者と受託者間で別途協議し、検査結果を支障なく報告できるように対応すること。

また、院内委託業務引継ぎを行う場合は、検査室に登録されている患者検査予約情報を受託者のシステムに変換する。ただし、これにかかる費用は受託者が負担するものとする。

(3) 検体の受付および搬送

病棟および外来で受け付けた検体は委託者が検体検査室まで、搬送する。搬送された検体の中に細菌検査室、輸血検査室および病理検査室向けの検体が混在していると

きは、受託者はこれを仕分け、細菌検査室及び病理検査室職員に速やかに引き渡しができるよう整理し、所定の場所に保管する。

当直体制時及び日直体制時は、細菌検査検体を適宜所定の保管庫又は検査機器に保管し、輸血検査検体は遠心分離後、分注保管する。

また、受託者の施設で検査する必要のある検体の検体検査室からの搬送については、受託者の責任と費用で行う。

(4) 検査の対応と報告

ア 検査結果の報告は、原則として受託者の検査システムに入力し、これを介して、委託者の電子カルテシステムの端末に電送し表示できるように処理すること。

イ 至急に検査結果を要する検査以外の場合で、院内で検査するものは、次のとおりとする。

(ア) 9時まで受けた検体は、当日12時までに報告を行うこと。

(イ) 14時までに受けた検体は、当日17時までに報告を行うこと。

(ウ) 14時以降に受けた検体は、翌日9時までに報告を行うこと。

ウ 至急に検査結果を要する検査以外の場合で、受託者の施設で検査するものは、次のとおりとする。

(ア) 15時まで受けた検体は、当日の院外搬送に間に合わせ速やかに報告を行うこと。

(イ) 15時以降に受けた検体は、翌日の院外搬送とする。

(ウ) 上記アで電送不可能な報告については別途取り決める。

エ 緊急検査の対応と報告

(ア) 依頼者は電子カルテシステムへの「至急検査」オーダ入力又は、依頼伝票によりオーダし、検査部門へ検体を搬送する。

(イ) 緊急検査の検査項目は、別紙2のとおりとする。

(ウ) 緊急検査項目の報告時間について、感染症と輸血関連以外は30分以内の報告とする。

(エ) 検査結果がパニック値（即治療を必要とする危険な病態を示唆する異常値）であった場合は、依頼医まで速やかに報告すること。なお、依頼医の不在時には下記の対応とする。

| | | 依頼医不在時の報告先 | |
|------------|-------------|------------|------------|
| 外来検体 | | 検査部長 | |
| 病棟検体（日勤帯） | | 検査部長 | |
| 病棟検体（日当直帯） | K（カリウム）、低血糖 | 院内当直医 | |
| | 上記以外 | | 8：30以降に依頼医 |

(オ) 院外検査区分447「結核菌群核酸同定[TRC]」および区分477「SARS-COV-2核酸検出」はすべて至急対応とし、その結果は報告書を待たずに結果を受託者がFAX受信し、陽性の場合は、当該部署または委託者の指定先にパニック値報告をすること。

- (カ) TDM 等患者の薬物治療や院内感染に関係する検査で委託者が重要と判断した検査結果で、結果が休日に出るものに関しては、受託者が直接医師又はそれに代わるものに電話連絡すること。
 - (キ) 救急外来での t-PA 患者対応時には、別紙 2 記載の「生化学」、「血液」の項目について検査結果が揃い次第、主治医に直接電話連絡すること。
 - (ク) 院内検査区分 94 「SARS コロナウイルス核酸検出」及び区分 93 「コロナウイルス抗原」はすべて至急対応とし、その結果は委託者の指示する部署に報告すること。
- オ パニック値報告を実施した場合は、実施日時、連絡者名、連絡先の部署・氏名、報告内容を検査システムへ入力し、電子カルテシステムのコメント欄に表示させること。

(5) 検査データ

- 受託者は、検査データに関しては、次の事項を遵守するものとする。
- ア 現在使用している検査方法と基準値、報告所要日数(別紙 1)は変更しないこと。
 - イ 使用機器・使用試薬が変更となる場合、50 件の相関データ取りを実施し、委託者の承認を得ること。ただし、50 件の相関データ取りが困難な項目の場合は委託者と協議を行い相関データ取りを実施すること。また、それにかかった費用は受託者が負担するものとする。
 - ウ 受託者が変更となる場合、全項目 50 件の相関データ取りを実施し、受託開始前までに書面にて提出の上、委託者の承認を得ること。それにかかった費用は受託者が負担するものとする。
 - エ 検査データの前回値として、受託者は前委託業者の検査システムから過去一年分全てのデータを受託者の検査システムに変換させる。それにかかった費用は受託者が負担するものとする。
 - オ 院内委託業務引継ぎ後の検査機器及び試薬の変更時には、データ検討を行い委託者の承認を得ること。
 - カ 検査データの所有権はすべて委託者に所属する。
 - キ 未到着検体については、細菌・輸血検査以外の検査に関して依頼元に電話連絡すること。

(6) 検体の保存

- ア 受託者は委託者から受託した検体について、委託者の施設で検査するものは委託者の指定する期間、また受託者の施設で検査するもの内、全血検体は依頼より 1 週間保存し、血清検体は依頼日より 3 週間保存する。なお、委託者から検体分与の要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
- イ 受託者は委託者から提出された検体について、その検体が受託業者の受託検体でなくとも、医師の指示があれば、保管検体として附番し、管理および保管する。また、その保管番号については、マルチ伝票(別紙 3)をスキャンして電子カルテシステム上で確認できるようにする。

(7) 委託検査の品質管理

内部精度管理は毎日行い、検査によって得られた結果については、信頼できる値であるか統計学的手法を用いて解析し、検査結果の精密度と正確度をチェックする。

委託者より提出された精度管理試料等のデータを求められた場合には速やかに報告するものとする。

また、公益社団法人日本医師会や一般社団法人日本臨床衛生検査技師会等外部の機関が全国規模で実施するコントロールサーベイに参加し、検査結果についていつでも客観的な評価が得られるようにすること。なお委託者へ評価結果を報告し、不具合が生じている場合は速やかに対応すること。

受託者は、委託検査開始までに ISO15189 に準じた管理規定・標準作業書などの文書一式を準備し委託者の承認を得ることとする。文書一式は、委託者の検査室内に常置し委託者の要望によりいつでも提示できるようにする。

(8) 病棟向け検体容器の作成及び搬送

受託者は、受託者の保有する採血管準備システムにより、前日予約分の病棟向け検体容器を作成し、委託者が別途指定する時間までに各病棟にリニアにて搬送するものとする。受託者は、それら資材の保管、在庫管理を行うこと。

(9) 病棟からの搬送物の処理

受託者は輸血後使用済みパックの受け取り、保管、心電図記録等の受け取りを行い、検査部職員に引き継ぐこと。

(10) 外部機関への委託

受託者は、受託者が自ら実施することができない検査項目について、外部の機関に再委託することができるが、その場合、あらかじめ再委託先名を明示し、委託者の承認を得ること。

また、委託者の指定する外部の機関の委託項目及び受託者の再委託項目も受託者の検査システムを利用し、診療室等の端末で参照可能なものとすること。

(11) 検査の変更

受託者は、検査方法及び基準値の変更が生じた場合、2週間以上前に委託者と協議し、「マスタ変更申請書」を記入して委託者に提出する。また、委託者から新規項目の依頼がある場合には速やかに対応するものとする。

(12) バックアップ体制

受託者は、機器・システム等のトラブルにより、委託者の施設における検査実施が不可能な場合にあっても、緊急検査項目については速やかに報告できる体制を整えておくものとする。

(13) 検査実績の報告

受託者は、院内院外等の区分毎に各月の検査項目・件数と金額等を報告するとともに、データを提出すること。

(14) 院外検査の実施

受託者は、受託者が定める検査実施基準により依頼項目の検査を行う。

(15) 院外検査の委託要領

ア 委託者は、検査の依頼項目、検査材料、採取方法及び数量等必要事項を受託者が定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して受託者に交付する。

イ 委託者は、受託者指定の保存方法で検体を保存し、受託者指定の検体容器により良好な状態で受託者に交付する。

(16) 免責事項

上記(14)の検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態又は検査の技術的限界、その他受託者の定めに帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、受託者は免責される。

(17) 院外検査の検体の取り扱い

ア 受託者は、委託者から交付を受けた検体を、本契約に定める検査の目的にのみ使用する。

イ 受託者は、委託者から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、検体を受託者が定める期間保管する。

ウ 受託者は、前項の保管期間を経過した検体を慎重かつ適正に処分する。

6 費用の負担区分

(1) 委託者の検査室内で行う委託業務を実施するために必要となる経費は、委託者・受託者双方で負担するが、その区分は別紙4のとおりとする。

なお、一部検査項目に係る費用については、別途次のとおり定めるものとする。

ア 院内検査区分 60「A B O, R H シキケツエキガタ」、区分 88「コウサテキゴウシケン」、区分 89「インフルエンザ A/B ウイルスコウゲン」、区分 93「コロナウイルス抗原」、区分 94「SARS コロナウイルス核酸検出」について、受託者の検査技師が当直体制及び日直体制の場合、委託者の所有する機材、設備及びそれに付随する試薬及び消耗品を、善良なる管理者としての注意義務をもって使用することができるものとする。

イ 院外検査区分 115「一般細胞診」について、受託者はその前処理を実施する。なお、前処理にかかる費用については、受託者が負担する。

(2) 委託者は、夜間休日等の緊急時においては、受託者が設置した機器、設備及びそれに付随する消耗品等を使用することができるものとする。

7 検査業務委託連絡調整会の設置

(1) 委託者と受託者との間で、検査業務委託連絡調整会を設置し、定期的に開催するものとする。本会議にかかる事務は、原則として受託者が処理するものとする。

(2) 受託者は、検体検査業務に関して問題が発生した場合は、その都度委託者との会議を別途開催し、迅速に対応するものとする。

8 委託者が実施する事業等への協力

受託者は、委託者が実施する研修（医療安全管理研修等）、消防訓練等の委託者が必要と認めた事業に協力するものとする。学生の臨地実習については、検体検査業務の受託範囲内において、実習計画の作成および、実務研修（機器の操作方法、実施項目の臨床的意義、感染予防、課題レポート作成等）への協力をを行うものとする。

9 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後も同

様とする。

10 個人情報

- (1) 受託者は、業務上知りえる病院、患者のすべての個人情報を、法令その他の規範に従い、収集、利用、提供について厳格に運用すること。
- (2) 受託者は、「診療記録管理要綱」等院内の各種規程・要綱等を遵守しなくてはならない。
- (3) 受託者は毎年1回以上、委託者の提供する資料を基に個人情報保護研修を実施しなければならない。

11 リモートメンテナンス

検査システムの障害発生時に検査システムの保守を担当するベンダが、障害対応時の保守を目的に通信回線を通して遠隔地から接続を行い、検査システムの保守作業を行うものとする。なお、必要な回線等の敷設に係る費用は、全て受託者が負担するものとする。また、リモートメンテナンスの実施に当たっては、別紙5に定められる事項を遵守するものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、なんらかの事情により受託業務の遂行が困難となった場合、代行保証の責を負うものとする。
- (2) 受託者は、契約が不履行となったときの損害については責任をとり、委託者の許可なく仕様の変更をしたときは、すみやかに原状に復するものとする。また、その際にかかった費用は全て受託者が負担するものとする。
- (3) 受託者は、仕様内容をすべて理解し、業務を履行するものとする。適正な履行が困難と委託者が判断した場合は、委託契約約款第36条に基づき本契約を解除する。

(別紙1)

| 区分 | 項目名称 | 数量 | 検査方法 | 院内検査 | | 所要日数 |
|-----|-------------------------|-----------|--|---|--|------|
| | | | | 基準値 | | |
| 1 | HCVコウタイ | (3,233) | CLEIA | 陰性 (-) | | 1 |
| 2 | リウタノバク | (14,354) | ピルレット法 | 6.7-8.3(g/dL) | | 1 |
| 3 | アルブミンティヨウ | (15,845) | BCP改良法 | 3.8-5.2(g/dL) | | 1 |
| 4 | リガドリビン | (14,071) | リガドリビン酸酸化法 | 0.2-1.2 (mg/dL) | | 1 |
| 5 | AST(GOT) | (17,515) | JSCC標準化対応法 | 10-40(U/L) | | 1 |
| 6 | ALT(GPT) | (17,520) | JSCC標準化対応法 | 5-40(U/L) | | 1 |
| 7 | LD(LDH) | (12,452) | IFCC標準化対応法 | 124-222(U/L) | | 1 |
| 8 | CK(CPK) | (12,306) | JSCC標準化対応法 | M 62-287(U/L) | | 1 |
| 9 | ALP | (11,166) | IFCC標準化対応法 | 38-113U/L | | 1 |
| 10 | ガムマ-GT | (16,493) | JSCC標準化対応法 | M 70以下(U/L) F 30以下(U/L) | | 1 |
| 11 | コレステロール | (1,528) | JSCC標準化対応法(ヘンツイヨウコリソウ法) | M 242-495(U/L) | | 1 |
| 12 | アミラーゼ | (7,262) | JCCLS自動化法(GAL-G2-CNP基質法) | 37-125(U/L) | | 1 |
| 13 | ニヨウチヨウアミラーゼ | (1) | JCCLS自動化法(GAL-G2-CNP基質法) | 65-700(U/L) | | 1 |
| 14 | CK-MB | (710) | 免疫阻害法 | 25以下(U/L) | | 1 |
| 15 | トリグリセリド | (6,268) | 酵素法(遊離トリグリセリド消去法) | 50-149(mg/dL) | | 1 |
| 16 | HDL-コレステロール | (5,165) | 選択阻害法(直接法) | M 40-86(mg/dL) | | 1 |
| 17 | リウカスチロール | (5,313) | 酵素法(リスチロール脱水素法) | 150-219(mg/dL) | | 1 |
| 18 | アンモニア | (491) | ドライムドライ法 | 30-80 (μg/dL) | | 1 |
| 19 | ニヨウチツリ | (17,699) | 酵素法(LEDアンモニア回避法) | 6.0-20.0 (mg/dL) | | 1 |
| 20 | クレアチニン | (17,729) | 酵素法 | M 0.6-1.1(mg/dL) | | 1 |
| 21 | ニヨウチ | (9,601) | リカゼ・TOOS法 | M 3.7-7.0 (mg/dL) | | 1 |
| 22 | クレアチニンクリアランス | (1) | 酵素法 | 93-238(L/day) | | 1 |
| 23 | ケツエキガス | (201) | 電極法・吸光度測定法 | - | | 1 |
| 24 | シントアツ | (73) | 冰点降下法 | 276-292(mOsm/Kg·H2O) | | 1 |
| 25 | ナトリウム・クロール | (17,394) | 電極法 | ナトリウム：136-147(mEq/L) クロール：98- | | 1 |
| 26 | カリウム | (17,444) | 電極法 | 3.6-5.0(mEq/L) | | 1 |
| 27 | カルシウム | (7,158) | カルシウム III法 | 8.5-10.2(mg/dL) | | 1 |
| 28 | ケツトウ(グルコース) | (9,850) | ハイカゼ・UV法 | 70-109(mg/dL) | | 1 |
| 29 | ハモガリコンA1C | (5,952) | HPLC | 4.6-6.2(%) | | 1 |
| 30 | CRPテリヨウ | (15,291) | テッヌス免疫比濁法 | 0.30以下(mg/dL) | | 1 |
| 31 | 梅毒定性TP抗体(LA) | (3,232) | テッヌス免疫比濁法 | 陰性 (-) | | 1 |
| 32 | HBSコウツ | (3,241) | CLEIA | 陰性 (-) | | 1 |
| 33 | セツケツキコウチコウソウド | (522) | Westerqren法 | 1時間値 | | 1 |
| 34 | ケツエキリウ | (12,725) | ガーリメリー法・鏡検法 | - | | 1 |
| 35 | フィブリノーゲンティヨウ | (2,034) | トロビン凝固時間法 | 150-400 (mg/dL) | | 1 |
| 36 | プロトロンビンジカ | (6,467) | Quick一段法(散乱光度法) | 10.5-13.5 (秒) | | 1 |
| 37 | APTT | (6,097) | LangDell法(散乱光度法) | 25.0-40.0 (秒) | | 1 |
| 38 | ケツシヨウバウンドヨウシユウ | (32) | 散乱光度法 | - | | 1 |
| 39 | ニヨウリニアントケン | (4,384) | 試験紙法・カラ-CCDによる多波長反射測光 | - | | 1 |
| 40 | チザニヨウ | (2,504) | 鏡検法 | - | | 1 |
| 41 | タンパクテリヨウ(ニヨウ) | (180) | ピロガロルレット法 | 部分尿：10.0以下(mg/dL) | | 1 |
| 42 | トウテリヨウ(ニヨウ) | (6) | ハイカゼ・UV法 | 部分尿：0.02以下(g/dL) 蔡尿：0.09以下 | | 1 |
| 43 | ニンシンシノウテイセイ | (4) | ムノムドライ法 | 男性及び非妊娠女性：陰性 | | 1 |
| 44 | ハイチヨウモドロビン | (141) | ムノムドロビ法 | 陰性 (-) | | 1 |
| 45 | ハイキツバウケンツ | (439) | ピロガロルレット法・ハイカゼ・UV法・電極法 | - | | 1 |
| 46 | タンパクテリヨウズイキ | (435) | ピロガロルレット法 | 10-40(mg/dL) | | 1 |
| 47 | トウテリヨウズイキ | (436) | ハイカゼ・UV法 | 50-75(mg/dL) | | 1 |
| 48 | クロルテリヨウズイキ | (322) | 電極法 | 120-125(mEq/L) | | 1 |
| 49 | センシキイバウケンツ | (5) | ピロガルト法・ハイカゼ・UV法 | - | | 1 |
| 50 | タンパクテリヨウセンシキ | (1) | ピロガルト法 | - | | 1 |
| 51 | トウテリヨウ(センシキ) | (1) | ハイカゼ・UV法 | - | | 1 |
| 52 | フニミン | (24) | CLEIA | 10.0-20.0(μg/mL) | | 1 |
| 53 | バルブロサンナトリウム | (76) | CLEIA | 50.0-100.0(μg/mL) | | 1 |
| 54 | ジゴキシ | (42) | CLEIA | 0.8-2.0(ng/mL) | | 1 |
| 55 | ニヨウシトアツ | (59) | 冰点降下法 | 濃縮時850以上 | | 1 |
| 56 | RPRテセイ | (3,241) | テッヌス免疫比濁法 | 陰性 (-) | | 1 |
| 57 | コウサキコウス | (9) | ガーリメリー法 | 70-440(/μL) | | 1 |
| 58 | HBSコウタイ(EIA) | (88) | CLEIA | 10.0未満(mIU/mL) | | 1 |
| 59 | マツシヨウカリキイロイ | (18,416) | ガーリメリー法・シスプロ-DC検出方式(電気抵抗式),SLS-ハモガリコン法 | 別添①参照 | | 1 |
| 60 | ABO.RHドキケイカタ | (1,241) | 試験管法 | - | | 1 |
| 61 | チヨセツリビン | (507) | リガドリビン酸酸化法 | 0.0-0.3 (mg/dL) | | 1 |
| 62 | ゲルスカ | (4) | ハイカゼ・UV法 | - | | 1 |
| 63 | Dタマ | (6,981) | テッヌス免疫比濁法 | 1.0未満 (μg/mL) | | 1 |
| 64 | チザニヨウセンショク | (1) | 鏡検法 | - | | 1 |
| 65 | ニヨウタコナトリウム・クロール | (121) | 電極法 | - | | 1 |
| 66 | ニヨウチ、カリウム | (104) | 電極法 | - | | 1 |
| 67 | ニヨウチ、クレアチニン | (200) | 酵素法 | - | | 1 |
| 68 | ニヨウチ、ニヨウサン | (6) | リカゼ・TOOS法 | - | | 1 |
| 69 | ニヨウチ、ニヨウチツリ | (43) | 酵素法(LEDアンモニア回避法) | - | | 1 |
| 70 | ニヨウチ、カリシム | (23) | カルシウム III法 | - | | 1 |
| 71 | ターケス | (7) | ハイカゼ・UV法 | - | | 1 |
| 72 | ゲルスカ・ニヨウ | (1) | ハイカゼ・UV法 | - | | 1 |
| 73 | センシキLDH | (2) | IFCC標準化対応法 | - | | 1 |
| 74 | HIV-1,2 | (67) | ムノムドト法 | 陰性 (-) | | 1 |
| 75 | トロボンT(定性) | (118) | 免疫ムノムドライ法 | 陰性 (-) | | 1 |
| 76 | LDL-コレステロール | (5,556) | 酵素法 | 70-139(mg/dL) | | 1 |
| 77 | デカイソツ(カリシム) | (1) | 電極法 | - | | 1 |
| 78 | U-CRE(チニヨウ) | (4) | 酵素法 | 1.0-1.5 (g/day) | | 1 |
| 79 | U-NA,CL(チニヨウ) | (9) | 電極法 | ナトリウム：4.0-8.0(g/day) | | 1 |
| 80 | U-K(チニヨウ) | (7) | 電極法 | 2.0-2.5(g /day) | | 1 |
| 81 | U-CA(チニヨウ) | (1) | カルシウム III法 | 0.1-0.3 (g/day) | | 1 |
| 82 | U-UA(チニヨウ) | (1) | リカゼ・TOOS法 | 0.4-1.0 (g/day) | | 1 |
| 83 | 蛋白定量(採取液) | (1) | ピロガルト法 | - | | 1 |
| 84 | 糖定量(採取液) | (1) | ハイカゼ・UV法 | - | | 1 |
| 85 | U-AMY(チニヨウ) | (1) | JCCLS自動化法(GAL-G2-CNP基質法) | - | | 1 |
| 86 | U-UN(チニヨウ) | (1) | 酵素法(LEDアンモニア回避法) | 6.5-13.0 (g/day) | | 1 |
| 87 | AST(GOT)(穿刺液) | (158) | JSCC標準化対応法 | - | | 1 |
| 88 | コウサキゴウシケン | (55) | 病院検査科採用検査法に準ずる(日当直帯のみ) | - | | 1 |
| 89 | インフルエンザA/Bウイルスコウゲン | (117) | 病院検査科採用検査法に準ずる(日当直帯のみ) | - | | 1 |
| 90 | シントアツトセキ | (301) | 冰点降下法 | - | | 1 |
| 91 | トロボンT(定量) | (242) | 免疫ムノムドライ法 | 陰性 (<0.050ng/mL) 陽性 (≥0.100ng/mL) | | 1 |
| 92 | BNP | (3,608) | CLEIA | 18.4以下 (pg/mL) | | 1 |
| 93 | コロナウイルス抗原 | (5) | 病院検査科採用検査法に準ずる(日当直帯のみ) | 陰性 | | 1 |
| 94 | SARSコウイルス核酸検出 | (332) | 病院検査科採用検査法に準ずる(日当直帯のみ) | 陰性 | | 1 |
| 95 | 糖(その他) | (2) | ハイカゼ・UV法 | - | | 1 |
| 96 | 蛋白定量(その他) | (2) | ピロガルト法 | - | | 1 |
| 97 | アルブミン定量(穿刺液) | (2) | BCP改良法 | 3.8-5.2(g/dL) | | 1 |
| 98 | アルブミン定量(採取液) | (1) | BCP改良法 | 3.8-5.2(g/dL) | | 1 |
| 99 | LDH(採取液) | (1) | IFCC標準化対応法 | 124-222(U/L) | | 1 |
| 100 | AMY(その他) | (2) | JCCLS自動化法(GAL-G2-CNP基質法) | 37-125(U/L) | | 1 |
| 101 | コウナウイルス抗原(定量) | (1,293) | CLEIA | 唾液0.67未満(pg/ml) 鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液1.34未満(pg/ml) | | 1 |
| 102 | 甲状腺刺激ホルモン(TSH)IFCC | (264) | CLEIA | 0.61~4.23 (μIU/mL) | | 1 |
| 103 | 遊離トリヨードサイロニン(FT3) CLEIA | (115) | CLEIA | 2.52~4.06 (pg/mL) | | 1 |
| 104 | 遊離サイロニン(FT4) CLEIA | (240) | CLEIA | 0.75~1.45 (ng/dL) | | 1 |
| | 計 | (366,998) | | | | |

| 院外検査 | | | | | | |
|------|----------------------|-------|---------------------------------------|---|------|--|
| 区分 | 項目名称 | 数量 | 検査方法 | 基準値 | 所要日数 | |
| 1 | 成長ホルモン(GH) | (38) | ELISA | M 2.47以下 F 0.13~9.88 | 2~4 | |
| 2 | プロラクチン | (33) | ELISA | M 4.29~13.69 F(閉経前)4.91~29.32 F(閉経後)3.12~15.39 | 2~4 | |
| 3 | C-ペプチド(CPR) | (142) | CLEIA | 負荷前0.61~2.09 | 2~4 | |
| 4 | サロキシン結合ゲンブリ(TBG) | (1) | CLEIA | 14~31 | 2~4 | |
| 5 | トリヨードサリニ(T3) CLEIA | (8) | CLEIA | 0.62~1.16 | 2~4 | |
| 6 | BCA225 | (1) | CLEIA | 160未満 | 2~4 | |
| 7 | ビタミンB1 | (490) | LC/MS/MS | 24~66 | 3~5 | |
| 8 | ビタミンB12 | (616) | CLEIA | 180~914 | 2~4 | |
| 9 | 葉酸 | (588) | CLEIA | 4.0以上 | 2~4 | |
| 10 | アンガオテンシンI 転換酵素(ACE) | (69) | 笠原法 | 8.3~21.4 | 2~4 | |
| 11 | レニン活性(PRA)(EIA) | (94) | EIA | 臥位0.2~2.3 座位 0.2~3.9 立位 0.2~4.1 | 3~5 | |
| 12 | カルギーネル | (133) | ELISA | 午前6時~10時 7.07~19.6 | 2~4 | |
| 13 | カルドステロン(CLEIA) | (96) | CLEIA | 4.0~82.1 | 2~4 | |
| 14 | NSE (神経特異Iガ-セ) | (6) | ELISA | 16.3以下 | 2~4 | |
| 15 | α-フコイド定量化 | (34) | CLEIA | 10.0以下 | 2~4 | |
| 16 | IGE(非特異的IGE) | (16) | FEIA | 173以下 | 2~4 | |
| 17 | ルバヤ | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 18 | アタツ | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 19 | ヨモギ | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 20 | セヒヨウヒダニ(ダニ1) | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 21 | コナヨウヒダニ(ダニ2) | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 22 | ハウヌアスト1 | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 23 | ハウヌアスト2 | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 24 | スピ | (1) | FEIA | クラス0 | 2~4 | |
| 25 | エリザン | (474) | CLEIA | M 39.4~340 F 3.6~114 | 2~4 | |
| 26 | トリオシン | (1) | テック凝集比濁法 | 210~570(ng/mL) | 2~4 | |
| 27 | 副甲状腺ホルモン(PTH)-イント | (44) | ELISA | 10~65 | 2~4 | |
| 28 | 遊離サロキシン(FT4) CLEIA | (869) | CLEIA | 0.75~1.45 | 2~4 | |
| 29 | CA15-3 | (7) | CLEIA | 25.0以下 | 2~4 | |
| 30 | CA125 | (12) | CLEIA | 35.0以下 | 2~4 | |
| 31 | 尿中ケコルチノン総 | (2) | HPLC | 52.0~195.3 | 4~6 | |
| 32 | 尿中ケコルチノン3分画 | (8) | HPLC | アドレナリン3.4~26.9 ルートレニン48.6~168.4 ドーピン365.0~961.5(μg/day) | 4~6 | |
| 33 | 尿中VMA | (2) | HPLC | 1.5~4.3 | 4~6 | |
| 34 | 血中11-OHCS | (2) | 蛍光法(De Moor変法) | 午前10時採血 7.0~23.0 | 2~8 | |
| 35 | IGG | (161) | 免疫比濁法 | 870~1700 | 2~4 | |
| 36 | IGA | (106) | 免疫比濁法 | 110~410 | 2~4 | |
| 37 | IGM | (111) | 免疫比濁法 | M 33~190 F 46~260 | 2~4 | |
| 38 | セルロースマニン | (56) | ELISA | 21~37 | 2~4 | |
| 39 | トランスフェリン | (4) | 免疫比濁法 | M 190~300 F 200~340 | 2~4 | |
| 40 | C3 | (49) | 免疫比濁法 | 86~160 | 2~4 | |
| 41 | C4 | (48) | 免疫比濁法 | 17~45 | 2~4 | |
| 42 | アルブミン | (2) | ELISA | 1~1型 83~209 2~1型 66~218 2~2型 25~176 | 2~4 | |
| 43 | リボ蛋白分画 | (59) | カロース電気泳動法 | aM 26.9~50.5 F 32.6~52.5 PRE M 7.9~23.8 F 6.6~20.8 B M 35.3~55.5 F 33.6~52.0(%) | 2~4 | |
| 44 | LDHアリザーム | (4) | カロース電気泳動法 | LDH1 21~31 LDH2 28~35 LDH3 21~26 LDH4 7~14 LDH5 5~13 (%) | 2~4 | |
| 45 | ALPアリザーム(IFCC) | (1) | カロース電気泳動法 | ALP1 0.0~5.3 ALP2 36.6~69.2 ALP3 25.2~54.2 ALP5 0.0~18.1 (%) | 2~4 | |
| 46 | アミラーゼアリザーム | (5) | カロース電気泳動法 | TOTAL-S 36.0~84.3 TOTAL-P 15.7~64.0 (%) | 2~4 | |
| 47 | CPKアリザーム | (7) | カロース電気泳動法 | TOTAL-S 36.0~84.3 TOTAL-P 15.7~64.0 (%) | 2~4 | |
| 48 | 尿中C-ペプチド(CPR) | (2) | CLEIA | 29.2~167 | 2~4 | |
| 49 | インルエザウイルスA型(CF) | (1) | CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 | |
| 50 | アブロスマニン | (1) | 発色性合成基質法 | 85~115 | 2~4 | |
| 51 | 単純ヘルペスウイルス(CF) | (1) | CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 | |
| 52 | 水痘・帯状疱疹ウイルス(CF) | (2) | CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 | |
| 53 | コクサッキウイルスA群9型(CF) | (1) | CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 | |
| 54 | コクサッキウイルスB群1型(CF) | (1) | CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 | |
| 55 | SCC | (62) | CLEIA | 2.5以下 | 2~4 | |
| 56 | コクサッキウイルスB群3型(CF) | (1) | CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 | |
| 57 | サイドウイルス(CF) | (1) | CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 | |
| 58 | オーム病ウイルス(クラミジアシッタ) | (1) | CF | 4未満 | 4~6 | |
| 59 | HANP | (2) | CLEIA | 43.0以下 | 2~4 | |
| 60 | 副甲状腺ホルモン(PTH)-イント | (44) | ELISA | 10~65 | 2~4 | |
| 61 | リソロボン | (45) | CLEIA | 4.2~23.7 | 2~4 | |
| 62 | パラインフルエンザウイルス1型(HI) | (1) | HI(赤血球凝集抑制反応) | 10未満 | 3~5 | |
| 63 | アブリボ蛋白A-I | (1) | 免疫比濁法 | M 119~155 F 126~165 | 2~4 | |
| 64 | アブリボ蛋白A-II | (1) | 免疫比濁法 | M 25.9~35.7 F 24.6~33.3 | 2~4 | |
| 65 | パライフルエンザウイルス2型(HI) | (1) | HI(赤血球凝集抑制反応) | 10未満 | 3~5 | |
| 66 | アブリボ蛋白B | (58) | 免疫比濁法 | M 73~109 F 66~101 | 2~4 | |
| 67 | パライフルエンザウイルス3型(HI) | (1) | HI(赤血球凝集抑制反応) | 10未満 | 3~5 | |
| 68 | アブリボ蛋白E | (1) | 免疫比濁法 | M 2.7~4.3 F 2.8~4.6 | 2~4 | |
| 69 | 単純ヘルペスウイルス1型(NT) | (1) | NT(中和反応) | 4未満 | 6~19 | |
| 70 | 単純ヘルペスウイルス2型(NT) | (1) | NT(中和反応) | 4未満 | 6~19 | |
| 71 | ジルベラミン | (1) | EIA | 2.0~5.0 | 2~4 | |
| 72 | EBウイルス抗VCA IGG(FA) | (4) | FA(蛍光抗体法) | 10未満 | 2~4 | |
| 73 | EBウイルス抗VCA IGM(FA) | (4) | FA(蛍光抗体法) | 10未満 | 2~4 | |
| 74 | EBウイルス抗VCA IGA(FA) | (1) | FA(蛍光抗体法) | 10未満 | 2~4 | |
| 75 | EBウイルス抗EA-DR IGG(FA) | (1) | FA(蛍光抗体法) | 10未満 | 2~4 | |
| 76 | EBウイルス抗EA-DR IGA(FA) | (1) | FA(蛍光抗体法) | 10未満 | 2~4 | |
| 77 | EBウイルス抗EBNA(FA) | (6) | FA(蛍光抗体法) | 10未満 | 2~4 | |
| 78 | 梅毒定量TP抗体(LA) | (5) | テック凝集比濁法 | 5未満(U/mL) | 2~4 | |
| 79 | 寒冷凝集反応 | (1) | HA | 256未満 | 3~5 | |
| 80 | 抗トレハローズ-O抗体(ASO) | (2) | テック凝集免疫法 | 239以下 | 2~4 | |
| 81 | 抗血小板抗体 | (4) | MPHA(混合受身凝集法) | 陰性 | 3~6 | |
| 82 | 抗DNA抗体(RIA) | (125) | RIA硫酸安培析法 | 6.0以下 | 2~4 | |
| 83 | 血清補体価 | (174) | Mayer法相対比濁法 | 25.0~48.0 | 2~4 | |
| 84 | HBC抗体(IgG) | (10) | CLEIA | C.O.I. 1.0未満 | 2~4 | |
| 85 | 先天異常染色体G-BANDING | (1) | G-band | - | 7~16 | |
| 86 | クリル反応(ZTT) | (1) | 日本消化器病学会肝機能研究班標準法変法 | 4.0~12.0 | 2~4 | |
| 87 | ビリルビン分画(直接、間接) | (1) | 化学分析法 | 直接ビリルビン0.4以下 間接ビリルビン0.8以下(mg/dl) | 2~4 | |
| 88 | 乳酸 | (42) | 乳酸脱水素酶による酵素法 | 3.0~17.0(全血中) | 2~4 | |
| 89 | ピルビン酸 | (37) | ピルビン酸脱水素酶による酵素法 | 0.30~0.94(全血中) | 2~4 | |
| 90 | リソ脂質 | (1) | 酵素法 | 160~260 | 2~4 | |
| 91 | P(無機リソ) | (363) | リソビン酸直接法 | 2.4~4.3 | 2~4 | |
| 92 | クレチニン | (162) | 酵素法 | 0.17~1.00 | 2~4 | |
| 93 | MG(マグネシウム) | (321) | ヨウ素化アルル法 | 1.8~2.6 | 2~4 | |
| 94 | CU(銅) | (112) | 比色法 | 68~128 | 2~4 | |
| 95 | CU(尿中銅) | (9) | 原子吸光分析法 | M 4.2~33.0 F 2.5~20.0 | 2~6 | |
| 96 | 血清鉄(Fe) | (386) | ニトロ-PSAP法 | M 54~200 F 48~154 | 2~4 | |
| 97 | 総鉄結合能(TIBC) | (155) | ニトロ-PSAP法(計算法) | M 253~365 F 246~410 | 2~4 | |
| 98 | 不飽和鉄結合能(UIBC) | (95) | ニトロ-PSAP法 | M 104~259 F 108~325 | 2~4 | |
| 99 | ZN(亜鉛) | (93) | 比色法 | 80~130 | 2~4 | |
| 100 | リボ-セ | (31) | 合成基質比色法 | 13~55 | 2~4 | |
| 101 | アルド-ラーゼ | (39) | UV-酵素法 | 2.1~6.1 | 2~4 | |
| 102 | ロイシミハーフチアセターゼ(LAP) | (87) | 酵素法(L-ロイシル-p-ニトロアセト基質) | 35~73 | 2~4 | |
| 103 | カーネルミン3分画 | (41) | HPLC | アドレナリン100以下 ルートレニン100~450 ドーパミン20以下(pg/ml) | 4~6 | |
| 104 | メフィラミン | (9) | EIA | 10.0~20.0 | 2~4 | |
| 105 | 心筋トキニン | (1) | ELISA | 0.014以下(急性心筋梗塞診断のカットオフ値 0.100) | 2~4 | |
| 106 | トロホモジュリ | (39) | CLEIA | 12.1~24.9 | 2~4 | |
| 107 | アビド-鑑別試験(12種吸入性) | (1) | FEIA | 陰性 | 2~4 | |
| 108 | クレジアトロマテインIGG(EIA) | (1) | EIA | 0.90未満 陰性 | 2~4 | |
| 109 | アビド-5抗原量(ト-リル) | (135) | テック凝集反応 | M 73~137 F 59~143 | 2~4 | |
| 110 | ヒアロ-酸 | (5) | テック凝集免疫比濁法 | 50以下 | 2~4 | |
| 111 | バソコマイン | (71) | テック凝集比濁法 | Trough 10~15 | 2~4 | |
| 112 | IGG型リソ因子 | (2) | ELISA | 2.00未満 | 2~4 | |
| 113 | 抗JO-1抗体 | (5) | オクタロ-法 | 陰性 | 3~5 | |
| 114 | DLST | (5) | 3H-サイシン取り込み能 | 陰性 | 8~10 | |
| 115 | 一般細胞診 | (48) | (喀痰)パラニコロ染色(その他)パラニコロ染色とPAS染色またはギムザ染色 | (喀痰)パラニコロ染色(その他)パラニコロ染色とPAS染色またはギムザ染色 | 4~7 | |
| 116 | 血小板第4因子(PF-4) | (1 | | | | |

| | | | |
|---|---|---|------|
| 118 リポ ^ア ロイジン(A) | (77) LA(テックス凝集比濁法) | 40以下(参考値) | 2~4 |
| 119 抗SS-A/RO抗体 | (24) オクタゴー法 | 陰性 | 3~5 |
| 120 抗SS-B/LA抗体 | (6) オクタゴー法 | 陰性 | 3~5 |
| 121 クリヤ ^ア トコツ ^ア ネオボルマンス抗原 | (11) テックス凝集反応 | 陰性 | 2~4 |
| 122 イヌタゼ ^ア 1 | (1) テックス免疫比濁法 | 300以下 | 2~4 |
| 123 コクサキ ^ア ウイルス A群7型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 124 コクサキ ^ア ウイルス A群9型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 125 コクサキ ^ア ウイルス B群1型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 126 コクサキ ^ア ウイルス B群2型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 127 コクサキ ^ア ウイルス B群3型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 128 コクサキ ^ア ウイルス B群4型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 129 コクサキ ^ア ウイルス B群5型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 130 コクサキ ^ア ウイルス B群6型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 131 コクサキ ^ア ウイルス B群2型 (CF) | (1) CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 |
| 132 コクサキ ^ア ウイルス B群4型 (CF) | (1) CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 |
| 133 コクサキ ^ア ウイルス B群5型 (CF) | (1) CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 |
| 134 コクサキ ^ア ウイルス B群6型 (CF) | (1) CF(補体結合反応) | 4未満 | 4~6 |
| 135 ニコ ^ア ウイルス 3型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~18 |
| 136 ニコ ^ア ウイルス 7型 (NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~18 |
| 137 遊離トヨド ^ア サイロ ^ア (FT3) CLEIA | (533) CLEIA | 2.52~4.06 | 2~4 |
| 138 抗RNP抗体 | (5) オクタゴー法 | 陰性 | 3~5 |
| 139 抗SM抗体 | (4) オクタゴー法 | 陰性 | 3~5 |
| 140 シル ^ア TN抗原 (STN) | (1) RIA固相法 | 45以下 | 2~8 |
| 141 抗SCL-70抗体 | (2) オクタゴー法 | 陰性 | 3~5 |
| 142 1,5AG | (1) 酵素法 | M 14.9~44.7 F 12.4~28.8 | 3~10 |
| 143 培養同定(血液、穿刺液) | (10) 培養同定およびMALDI-TOF-MS | - | |
| 144 甲状腺刺激ホルモン(TSH)IFCC | (925) CLEIA | 0.61~4.23 | 2~4 |
| 145 尿中アルブミン | (1) 免疫比濁法 | 2~20 | 2~4 |
| 146 トキワ ^ア ズマ IgG抗体 | (1) ELISA | 6未満 | 2~4 |
| 147 トキワ ^ア ズマ IgM抗体 | (1) ELISA | 0.8未満 | 2~4 |
| 148 HVA | (1) HPLC | 4.4~15.1 | 4~6 |
| 149 VMA | (1) HPLC | 3.3~8.6 | 4~6 |
| 150 IGF-I (リマトミンC) | (23) ECLIA | 別添②参照 | 2~4 |
| 151 β-トロボ ^ア グロブリン(β-TG) | (1) EIA | 50以下 | 2~9 |
| 152 フォン ^ア ウイル ^ア ラント因子抗原定量 | (1) テックス凝集反応 | 50~155 | 2~4 |
| 153 アルバカン | (1) テックス凝集比濁法 | Peak 15~20 Trough 1~2未満 | 2~4 |
| 154 凝固抑制 第VIII(8)因子 | (1) ヘモゲラ法 | 検出せず | 2~4 |
| 155 凝固活性 第II因子(F2) | (1) 凝固時間法 | 75~135 | 2~4 |
| 156 凝固活性 第V因子(F5) | (1) 凝固時間法 | 70~135 | 2~4 |
| 157 凝固活性 第VII因子(F7) | (1) 凝固時間法 | 75~140 | 2~4 |
| 158 凝固活性 第VIII因子(F8) | (1) 凝固時間法 | 60~150 | 2~4 |
| 159 凝固活性 第IX因子(F9) | (1) 凝固時間法 | 70~130 | 2~4 |
| 160 凝固活性 第X因子(F10) | (1) 凝固時間法 | 70~130 | 2~4 |
| 161 凝固活性 第XI因子(F11) | (1) 凝固時間法 | 75~145 | 2~4 |
| 162 凝固活性 第XII因子(F12) | (1) 凝固時間法 | 50~150 | 2~4 |
| 163 アミガソ | (1) KIMS | Peak 50~60 Trough 4未満 | 2~4 |
| 164 プロ ^ア ステロン | (5) ECLIA | 別添③参照 | 2~4 |
| 165 DHEA-S | (23) CLEIA | 別添④参照 | 2~4 |
| 166 ハルスル | (10) ECLIA | M 1.31~8.71 F 0.11~0.47 | 2~4 |
| 167 遊離HCG-β(遊離HCG-βサブユニット) | (1) CLIA | 0.28未満(ng/mL) | 2~4 |
| 168 カルトニ | (6) CLEIA | 4.4以下 | 2~4 |
| 169 フィノ ^ア ルビ ^ア タル | (19) CLEIA | 3.0以下 | 2~4 |
| 170 カルバメチ ^ア ン | (51) TRC法 | 陰性 | 2~4 |
| 171 プリドン | (1) TRC法 | 陰性 | 2~4 |
| 172 エターナル | (9) CLEIA | 陰性 | 2~4 |
| 173 リチウム | (5) 比色法 | 治療濃度範囲 0.3~1.2 | 2~4 |
| 174 尿中HVA | (1) HPLC | 2.1~6.3 | 4~6 |
| 175 マカ ^ア ン | (1) 原子吸光分光光度法 | 0.8~2.5 | 7~20 |
| 176 結石分析(成分比率) | (1) 赤外線吸収ス ^ア クトロ ^ア トリー | 基準値単位:(%) | 4~6 |
| 177 ミカ ^ア ヒ ^ア ン | (35) CLIA | 男性154.9以下、女性106.0以下 | 2~4 |
| 178 抗ミコドリリア抗体 | (1) FA | 陰性(20未満) | 2~4 |
| 179 網状赤血球数 | (94) 自動化法 | M:2~27 F:2~26 | 2~4 |
| 180 レノ ^ア ル結合蛋白(RBP) | (1) テックス凝集比濁法 | M 2.7~6.0 F 1.9~4.6 | 2~4 |
| 181 プロ ^ア リドン | (1) 免疫比濁法 | 22.0~40.0 | 2~4 |
| 182 アチトロビンⅢ(活性) | (411) 発色性合成基質法 | 79~121 | 2~4 |
| 183 総胆汁酸 | (1) 酵素法 | 10.0以下 | 2~4 |
| 184 ジアセバ ^ア ム | (1) HPLC | ジアセバ ^ア ム 600~1000(ng/mL) | 3~6 |
| 185 クロセバ ^ア ム | (7) LC/MS/MS | (ng/mL) | 3~5 |
| 186 ゲンタマイシン | (4) EIA | - | 2~4 |
| 187 ルミニ ^ア (AL) | (1) 原子吸光分析法 | (グリフ ^ア) | 3~5 |
| 188 血中 ^ア ルホ ^ア ルフィン | (1) HPLC | (ng/mL) | 7~11 |
| 189 イオン化カルシウム | (1) 伏電極法 | - | 3~5 |
| 190 プラミ ^ア ーザン | (94) 発色性合成基質法 | 尿中アルバミン換算値 10.0以下(mg/g·CRE) | 2~4 |
| 191 アデノシ ^ア ミ ^ア ニ ^ア セ ^ア (ADA) | (50) 酵素法 | - | 2~4 |
| 192 サリジ ^ア (T4) CLEIA | (869) CLEIA | - | 2~4 |
| 193 ハン ^ア スウイル | (1) CF(補体結合反応) | - | 4~6 |
| 194 日本脳炎ウイルス | (1) CF(補体結合反応) | 4未満(倍) | 4~6 |
| 195 麻疹ウイルス | (1) NT(中和反応) | (ng/mL) | 7~11 |
| 196 風疹ウイルス | (1) HI(赤血球凝集抑制反応) | (μg/mL) | 3~5 |
| 197 マイア ^ア ズマ | (1) CF | - | 4~6 |
| 198 B2マ ^ア ク ^ア ロ ^ア リン | (1) テックス凝集免疫法 | ケトン体比 メト酢酸/3-ヒド ^ア キ酸比 0.7以上 | 2~4 |
| 199 病理組織(1) | (106) ハトキシ ^ア リ ^ア ジン染色 | - | 5~7 |
| 200 病理組織(2) | (1) ハトキシ ^ア リ ^ア ジン染色 | - | 5~7 |
| 201 特異的IGE | (16) FEIA | - | 2~4 |
| 202 ヒキ | (1) FEIA | (ng/mL) | 2~4 |
| 203 サイ ^ア ヘ ^ア ウイルスPP65抗原 C7-HRP | (5) 直接酵素抗体法 | - | 2~4 |
| 204 ハ ^ア ン ^ア リ ^ア ン | (1) LC/MS/MS | - | 3~5 |
| 205 ブリニ ^ア ド | (1) LC/MS/MS | メタリ ^ア ン 0.04~0.19 ルメタリ ^ア ン 0.09~0.33 (mg/day) | 3~5 |
| 206 TSH刺激性レ ^ア タ-抗体 (TSAB) | (34) Bioassay | C24:0 / C22:0 0.628~0.977 C25:0 / C22:0 0.012~0.023 C26:0 / C22:0 0.003~0.006 | 2~4 |
| 207 PIVKA-II | (21) CLEIA | 40未満 | 2~4 |
| 208 血中総セミステイン | (181) LC/MS/MS | 男性:7.0~17.8 女性:5.3~15.2 | 4~6 |
| 209 抗カル ^ア セリ ^ア ン・B2GP I 抗体 | (146) ELISA | 3.5未満 | 2~4 |
| 210 リホ ^ア 蛋白C ^ア ーゼ(LPL) | (1) ELISA | 164~284 | 2~8 |
| 211 抗カル ^ア セリ ^ア ンIGG抗体 | (113) ELISA | 12.3以下 | 2~4 |
| 212 ハイオトヨリ ^ア 蛋白(RLP)コレステロール | (5) 酵素法 | 7.5 以下 | 2~4 |
| 213 NTX | (1) CLEIA | 別添⑤参照 | 2~4 |
| 214 ホ ^ア イ ^ア S活性 | (100) 凝固時間法 | M 67~164 F 56~126 | 2~4 |
| 215 FDP定量(尿中) | (1) LPIA | 100以下 | 2~6 |
| 216 PR3-ANCA | (225) CLEIA | 3.5未満 | 2~4 |
| 217 抗アセトコリ ^ア リ ^ア タ-抗体 | (110) RIA | 0.2以下 | 3~7 |
| 218 抗甲状腺 ^ア ルホ ^ア リ ^ア ド ^ア 抗体(C) | (75) CLEIA | 3.3未満 | 2~4 |
| 219 消化状態 | (1) ハ ^ア ン ^ア ン染色法、ヨード染色法 | 未設定 | 6~7 |
| 220 プロ ^ア フェノ | (1) LC/MS/MS | (ng/mL) | 3~5 |
| 221 1,25-(OH)2ビ ^ア タニ ^ア D | (7) RIA2抗体法 | 成人 20.0~60.0 小児 20.0~70.0 | 3~7 |
| 222 テイ ^ア ラニ ^ア | (1) テックス凝集比濁法 | Trough 15~30 | 2~4 |
| 223 ト ^ア PAI-1(TPA PAI-1複合体) | (1) LPIA | 50以下 | 2~5 |
| 224 ピ ^ア ル ^ア ニ ^ア ド ^ア | (1) LC/MS/MS | 0.2~0.9 | 3~5 |
| 225 グリコアルブ ^ア ミン | (7) 酵素法 | 12.4~16.3 | 2~4 |
| 226 EBウイルス抗VCA IgG (EIA) | (17) EIA | 0.5未満 陰性 | 2~4 |
| 227 副甲状腺 ^ア リ ^ア 関連蛋白 | (1) RIA固相法(IRMA) | 1.1以下 | 3~7 |
| 228 シラ(サイ ^ア ラ ^ア ン197ラ ^ア メント) | (51) CLEIA | 3.5以下 | 2~4 |
| 229 BNP | (1) CLEIA | 18.4以下 | 2~4 |
| 230 血清アロ ^ア ト ^ア A蛋白 (SAA) | (13) テックス凝集免疫法 | 3.0以下 | 2~4 |
| 231 サロ ^ア ロ ^ア リン(CLEIA) | (22) CLEIA | 35.1以下 | 2~4 |
| 232 KL-6 | (71) CLEIA | 500未満 | 2~4 |
| 233 肺サ-フクタント ^ア ロ ^ア イ(SP-D) | (2) テックス免疫凝集法 | 110未満 | 2~4 |
| 234 PROGRP | (59) CLEIA | 81未満 | 2~4 |
| 235 骨型アルカリ ^ア ホスファ ^ア タ-セ ^ア (BAP) | (30) CLEIA | 男性 3.7~20.9 閉経前女性 2.9~14.5 閉経後女性3.8~22.6 | 2~4 |

| | | | | |
|-----|--|--------------------------------------|---|-------|
| 236 | I CTP | (1) RIA2抗体法 | 4.5未満 | 2~4 |
| 237 | ルゴアジコグラン(DRVVT) | (142) 希釈ラッセル蛇毒時間法 | 1.2以下 | 2~4 |
| 238 | 抗GBM抗体 | (17) CLEIA | 3.0未満 | 2~4 |
| 239 | NTX(骨粗鬆症) | (25) CLEIA | 男性 13.0~66.2 閉経前女性 9.3~54.3 閉経後女性 14.3~89.0 (参考値) | 2~4 |
| 240 | アノ ^o 肝臓抗原 | (8) ELISA | 0.5未満 陰性 | 2~4 |
| 241 | 病理組織検査(骨髄生検) | (4) ハトキシリ・エゾン染色および特殊染色(キムザ,ナトル,鍍銀,鉄) | - | 10~14 |
| 242 | HCV群別(ゲルビング) | (1) CLEIA | (ゲル-7°) | 2~4 |
| 243 | ビーベンB2 | (5) HPLC | 66.1~111.4 | 3~5 |
| 244 | 8-D-グルカン | (51) 発色合成基質法 | 20.0以下(カットオフ値) (ng/mL) | 2~4 |
| 245 | アミガソロ | (8) LC/MS/MS | 3~5 | |
| 246 | イソレ | (72) CLEIA | 負荷前 1.84~12.2 | 2~4 |
| 247 | 癌胎児性抗原(CEA) | (124) CLEIA | 5.0以下 | 2~4 |
| 248 | TWO-COLOR CD4/CD8 | (1) Two-colorフローサイトメトリ- | CD4(-)CD8(+) 22.0~54.0 CD4(-)CD8(-) 14.0~38.0 CD4(+)CD8(-) 23.0~52.0 CD4(+)CD8(+) 7.0以下(%) CD4/CD8比 0.40~2.30 | 3~5 |
| 249 | 尿素呼気試験(U)IR法 | (4) 赤外分光分析法(IR) | 2.5未満(1°-ミル) | 3~5 |
| 250 | HBS抗体(CLEIA) HBs抗体(CLIA) | (16) CLEIA | 10.0未満 | 2~4 |
| 251 | 抗LKM-1抗体 | (1) ELISA | 17未満 | 2~8 |
| 252 | ミツリ塩基性蛋白(MBP) | (2) ELISA | 102以下(参考値) | 不定期 |
| 253 | MMP-3(マトリクスメタプロテイ-ゼ) | (45) LTIA | M 36.9~121 F 17.3~59.7 | 2~4 |
| 254 | ER/PGR(IHC) | (1) 免疫組織化学染色法 | - | 7~9 |
| 255 | PSA | (89) CLEIA | 4.00以下(ng/ml) | 2~4 |
| 256 | MPO-ANCA | (247) CLEIA | 3.5未満 | 2~4 |
| 257 | HCV抗原(ヒント蛋白質) | (1) CLIA | 3.0未満(定量下限値) | 2~4 |
| 258 | イヌリモノア-複合体定量 | (23) ティック免疫比濁法 | 6.1以下 | 2~4 |
| 259 | CA72-4 | (1) ECRIA | 10.0以下 | 2~4 |
| 260 | 抗ズヌケレイン1抗体 | (1) CLEIA | 20.0未満 | 2~4 |
| 261 | 抗ズヌケレイン3抗体 | (1) CLEIA | 20.0未満 | 2~4 |
| 262 | クリオトツクスピオマン抗原定量 | (1) ティック凝集反応 | 血清 陰性:1未満(報告書未掲載)(倍) 髄液 陰性:1未満(報告書未掲載)(倍) | 2~4 |
| 263 | CD4 | (1) フローサイトメトリ- | 25.0~54.0 | 3~5 |
| 264 | CD8 | (1) フローサイトメトリ- | 23.0~56.0 | 3~5 |
| 265 | 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH) | (173) ECRIA | 午前7時~10時 7.2~63.3 | 2~4 |
| 266 | ホルPTH | (1) CLEIA | 8.3~38.7 | 2~4 |
| 267 | セタウミド | (1) HPLC | 未設定 | 3~9 |
| 268 | 尿中カリニン(クリアニン換算値) | (486) 免疫比濁法 | 尿中カリニン換算値 10.0以下(mg/g·CRE) | 2~4 |
| 269 | Y-セミノ ^o ドイン(Y-SM) | (1) CLEIA | 4.0以下 | 2~4 |
| 270 | Nアセチルコドニゴー-セ(NAG) | (67) 比色法 | 0.7~11.2 | 2~4 |
| 271 | ガ ^o ドインC(抗原量) | (132) LPIA | 70~150 | 2~5 |
| 272 | D ^o ド ^o イ- | (1) ティック免疫比濁法 | 1.0以下 | 2~4 |
| 273 | 水痘帶状疱疹ウイルスIGG(EIA) | (48) EIA | 2.0未満 陰性 | 2~4 |
| 274 | 水痘帶状疱疹ウイルスIGM(EIA) | (47) EIA | 0.80未満 陰性 | 2~4 |
| 275 | サトウカウルスIGG | (21) CLIA | 6.0未満 陰性 (AU/mL) | 2~4 |
| 276 | サトウカウルスIGM EIA | (22) CLIA | 0.85未満 陰性 (Index) | 2~4 |
| 277 | 単純ヘルペスウイルスIGG(EIA) | (44) EIA | 2.0未満 陰性 | 2~4 |
| 278 | 単純ヘルペスウイルスIGM(EIA) | (45) EIA | 0.80未満 陰性 | 2~4 |
| 279 | 風疹ウイルスIGG(EIA) | (5) EIA | 2.0未満 陰性 | 2~4 |
| 280 | 風疹ウイルスIGM(EIA) | (5) EIA | 0.80未満 陰性 | 2~4 |
| 281 | エン ^o スウイルスIGG(EIA) | (5) EIA | 2.0未満 陰性 | 2~4 |
| 282 | エン ^o スウイルスIGM(EIA) | (5) EIA | 0.80未満 陰性 | 2~4 |
| 283 | 麻疹ウイルスIGG(EIA) | (5) EIA | 2.0未満 陰性 | 2~4 |
| 284 | 麻疹ウイルスIGM(EIA) | (5) EIA | 0.80未満 陰性 | 2~4 |
| 285 | コラーキ ^o ウイルスA群2型(NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 286 | コラーキ ^o ウイルスA群3型(NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 287 | 凝固抑制 第IX(9)因子 | (1) ハセツ法 | 検出せず | 2~4 |
| 288 | 血中カルボン酸分画(静脈血) | (1) 酶素法 | アルブミン55以下 3-ヒドロキシ酢酸85以下 総カルボン酸130以下(μmol/L) | 2~4 |
| 289 | PAIGG(血小板関連IGG) | (6) ELISA | 46以下 | 2~4 |
| 290 | α1-マイクロ ^o ブリリン | (1) ティック凝集免疫法 | M 12.5~25.5 F 11.0~19.0 | 2~4 |
| 291 | ガ ^o ドインC活性 | (103) 凝固時間法 | 64~146 | 2~4 |
| 292 | FDP定量(血中) | (44) ティック免疫比濁法 | 4以下 | 2~4 |
| 293 | シリルEX-1抗原(SLX) | (2) RIA固相法(IRMA) | 38以下 | 2~4 |
| 294 | NCC-ST-439 | (4) EIA | 女性 49歳以下 7.0 未満 50歳以上 4.5 未満 男性 4.5 未満 | 2~4 |
| 295 | オソン・ウイルス ^o ランド ^o 因子活性 | (42) 固定血小板凝集法 | 60~170 | 2~4 |
| 296 | DUPAN-2 | (4) EIA | 150以下 | 2~4 |
| 297 | α2PI ^o ラスミン複合体(PIC) | (95) LPIA | 0.8以下 | 2~4 |
| 298 | ハ ^o リ ^o リ ^o ル | (1) 金卫叶凝集法 | 3~17 | 2~4 |
| 299 | IV型コラーゲン-7S(CLEIA) | (1) CLEIA | 4.4以下 | 2~4 |
| 300 | 尿中コラーゲン | (13) CLIA | 4.3~176 | 2~6 |
| 301 | 可溶性fibリモア-複合体 | (1) LPIA | 7未満(μg/mL) 陰性 | 2~4 |
| 302 | 梅毒定量 RPR(LA) | (6) ティック比濁法 | 1.0未満(R.U.) | 2~4 |
| 303 | コレステロール分画 | (1) アカラス電気泳動法 | HDLコレステロール 23~48 LDLコレステロール 47~69 VLDLコレステロール 2~15 (%) | 2~4 |
| 304 | P型アミ ^o セ定量化 | (1) JSCC標準化対応法 | 16~52 | 2~4 |
| 305 | アリジン | (1) LC/MS/MS | 0.25~1.25 | 3~5 |
| 306 | 塩基性ヒト ^o ドイン(BFP) | (1) EIA | 75未満 | 2~8 |
| 307 | 心室筋ミオ ^o 軽鎖I | (1) EIA | 2.5以下 | 2~6 |
| 308 | SPAN-1 | (2) RIA固相法(IRMA) | 30以下 | 2~4 |
| 309 | シカブリ ^o リ | (1) CLEIA | (ng/mL) | 2~4 |
| 310 | 上皮細胞膜抗原(EMA) | (1) 免疫組織化学染色法 | - | 5~8 |
| 311 | ビメチ | (1) 免疫組織化学染色法 | - | 5~8 |
| 312 | ガリア線維性酸性蛋白(GFAP) | (1) 免疫組織化学染色法 | - | 5~8 |
| 313 | 病理 酵素抗体 | (5) - | - | 5~8 |
| 314 | 黄体形成ホルモン(LH) | (32) CLIA | 別添⑥参照 | 2~4 |
| 315 | 卵胞刺激ホルモン(FSH) | (32) CLIA | 別添⑦参照 | 2~4 |
| 316 | 绒毛性コトト ^o トヒ ^o ン(HCG) | (1) CLEIA | 2.7以下 | 2~4 |
| 317 | 凝固第XIII因子抗原量(F13) | (1) ティック凝集法 | 70以上(%) | 2~4 |
| 318 | HBE抗原 | (7) CLEIA | C.O.I. 1.0未満 | 2~4 |
| 319 | HBE抗体 | (9) CLEIA | INHIBITION 60未満(%) | 2~4 |
| 320 | IGM-HBC抗体 | (2) CLIA | S/CO 1.00未満 | 2~4 |
| 321 | 抗核抗体(ANA)FA | (356) FA | 40未満 | 2~4 |
| 322 | CA19-9 | (112) CLEIA | 37.0以下 | 2~4 |
| 323 | 抗IA-2抗体(ELISA) | (4) ELISA | 0.6未満 | 3~9 |
| 324 | 抗H. ^o リ ^o 抗体(LA) | (5) ティック凝集比濁法 | 10未満 | 2~4 |
| 325 | IGGイデ ^o クス | (136) 免疫比濁法、フェロメトリ法 | - | 不定期 |
| 326 | シタニンC | (48) 金卫叶凝集法 | M 0.63-0.95 F 0.56-0.87 | 2~4 |
| 327 | プロド ^o ビン ^o ラグ ^o メトF+2 | (59) CLEIA | 3.0以下 | 2~4 |
| 328 | ガバ ^o ンチ | (6) LC/MS/MS | 未設定 | 3~5 |
| 329 | 抗トリニティア ^o ラ ^o CCP抗体 | (56) CLEIA | 4.5未満 | 2~4 |
| 330 | 抗BP180抗体 | (4) CLEIA | 9.0未満 | 2~4 |
| 331 | IGM-HA抗体 | (6) CLIA | - | 2~4 |
| 332 | HA抗体 | (1) CLIA | - | 2~4 |
| 333 | HCV RNA定量(リアルタイムPCR) | (6) RT-PCR(リアルタイムPCR) | 検出せず | 3~5 |
| 334 | 抗SS-DNA IGG抗体(ELISA) | (10) ELISA | 25以下 | 2~4 |
| 335 | 抗DS-DNA IGG抗体(ELISA) | (71) ELISA | 12以下 | 2~4 |
| 336 | TRACP-5B | (58) EIA | 男性の場合:170-590(mU/dL) 女性の場合(YAM):120-420 | 2~4 |
| 337 | 酸化LDL(MDA-LDL) | (21) ELISA | 45才未満男性、55才未満女性:46-82 45才以上男性、55才以上女性:61-105 | 3~14 |
| 338 | プロカルシトニン(PCT) | (132) CLEIA | 0.05以下 敗血症(細菌性)鑑別診断のカットオフ値:0.50未満 敗血症(細菌性)重症度判定のカットオフ値:2.00以上 | 2~4 |
| 339 | MAC核酸共定(TRC) | (1) TRC法 | 陰性 | 2~4 |
| 340 | 血中 ^o 酸分析(39種類) | (1) LC/MS | 別添⑧参照 | 4~6 |
| 341 | ア ^o 酸分析 9種類(LC/MS) | (1) LC/MS | 別添⑨参照 | 4~6 |
| 342 | 梅毒定性 TP抗体(LA) | (1) ティック比濁法 | 陰性(定量値 5U/mL未満) | 2~4 |
| 343 | 梅毒定性 RPR(LA) | (1) ティック比濁法 | 陰性 | 2~4 |
| 344 | イソレ ^o 抗体 | (5) RIA法 | 0.4未満 | 3~7 |
| 345 | 結核菌特異的IFN-γ ELISPOT | (20) ELISPOT法 | 陰性 | 3~5 |
| 346 | 抗ココトリニア M2抗体 | (20) CLEIA | 7.0未満 | 2~4 |
| 347 | バ ^o リジル | (1) LC/MS/MS | 250~800(治療濃度範囲) | 3~5 |
| 348 | レ ^o チラツム | (127) LC/MS/MS | 12~46(Trough濃度) | 3~5 |
| 349 | ビ ^o ラ ^o ト | (2) LC/MS/MS | 5~20(Trough濃度) | 3~5 |
| 350 | リ ^o 酸化タウ | (11) CLEIA | 21.5~59.0 | 2~8 |
| 351 | 抗筋特異的ヤシナ-ゼ ^o 抗体 | (24) RIA | 0.02未満 | 3~9 |
| 352 | クラド ^o イ(クミジア)ニ-モニ ^o IGG | (1) ELISA | 0.5未満 陰性 | 2~4 |
| 353 | 抗ARS抗体 | (10) ELISA | 25.0未満 陰性 | 2~4 |

| | | | | |
|-----|--|---|---|-------|
| 354 | イントドシン定量 | (1) 比濁時間分析法 | 1.0以下(カットオフ値) | 2~4 |
| 355 | HTLV-1抗体(CLEIA) | (1) ライフ [®] 吸出法(LIA法) | 陰性 | 3~5 |
| 356 | 抗ウツボガ抗体 | (7) CLEIA | 10.0未満 | 2~4 |
| 357 | IgG-ウイルス12型(NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 358 | IgG-ウイルス11型(NT) | (1) NT(中和反応) | 4未満 | 7~20 |
| 359 | 尿中ミオグロビン | (2) CLEIA | 2.0未満 | 2~4 |
| 360 | リボソーム因子(RF)定量 | (166) ライフ [®] 凝集免疫比濁法 | 15以下 | 2~4 |
| 361 | メキシゲン | (1) LC/MS/MS | 0.5~2.0 | 3~5 |
| 362 | PAP(パラフィン) | (6) 免疫組織化学染色法 | なし | 10~14 |
| 363 | ヒトペルボウイルスB19 IGM(EIA) | (1) EIA | (ng/mL) | 2~4 |
| 364 | ベタミンC(アスコルビン酸) | (1) HPLC | (μg/mL) | 3~5 |
| 365 | DMホセ- DNAサム | (1) ライフ [®] リバーサイド [®] -ジョン法 | - | 約3週間 |
| 366 | 加ハサム | (4) LC/MS/MS | ケト体比 セト酢酸/3-ヒドロキ酸比 0.7以上 | 3~5 |
| 367 | モトリギン | (19) LC/MS/MS | - | 3~5 |
| 368 | クレミド [®] (クレミド) IgM | (1) ELISA | - | 2~4 |
| 369 | 百日咳抗体(EIA) | (1) EIA | (ng/mL) | 2~4 |
| 370 | アボリブ [®] 蛋白C-II | (1) 免疫比濁法 | - | 2~4 |
| 371 | 蛋白分画 | (2) キャピ [®] リ-電気泳動法 | - | 2~4 |
| 372 | 抗酸菌感受性(4薬剤以上) | (1) 一濃度比率法 | メタクリル 0.04~0.19 ルメタクリル 0.09~0.33 (mg/day) | 2~4週 |
| 373 | α ₁ 蛋白 | (1) CLEIA | C24:0 / C22:0 0.628~0.977 C25:0 / C22:0 0.012~0.023 C26:0 / C22:0 0.003~0.006 | 11~22 |
| 374 | HIV抗原・抗体 | (96) CLEIA | 非アリウム(健常人含む) | 2~4 |
| 375 | TOTAL P1NP | (57) ECLIA | 男性(30~83歳):18.1~74.1 閉経前女性(30~44歳):16.8~70.1 閉経後女性(45~79歳):26.4~98.2 | 2~4 |
| 376 | 5-HIAA | (1) HPLC | 1.8~6.1 | 4~6 |
| 377 | 抗利尿ホルモン(AVP) | (41) RIA2抗体法 | 水制限4.0以下 自由飲水2.8以下 | 5~7 |
| 378 | 特異的IGE(C-PAC16)鼻炎喘息 | (1) FEIA | クラス 0 0.35未満 (UA/mL) | 2~4 |
| 379 | 抗GAD抗体(ELISA) | (117) ELISA | 5.0未満 | 2~4 |
| 380 | 抗RNP抗体(CLEIA)(ELISA) | (12) CLEIA | 10.0未満 | 2~4 |
| 381 | 抗SS-A/RO抗体(CLEIA)(ELISA) | (111) CLEIA | 10.0未満 | 2~4 |
| 382 | 抗SS-B/LA抗体(CLEIA)(ELISA) | (36) CLEIA | 10.0未満 | 2~4 |
| 383 | 抗SCL-70抗体(CLEIA) | (2) カタログ-法 | 陰性 | 3~5 |
| 384 | 抗JO-1抗体(CLEIA) | (5) カタログ-法 | 陰性 | 3~5 |
| 385 | 抗SM抗体(CLEIA) | (9) CLEIA | 10.0未満 | 2~4 |
| 386 | タクリン | (1) CLEIA | (ng/mL) | 2~4 |
| 387 | シリルLEX抗原(CSLEX) | (1) EIA | (μg/mL) | 2~8 |
| 388 | ループアントコロジット(PL中和) | (1) リ脂質中和法 | - | 2~4 |
| 389 | AR遺伝子CAG反復配列解析 | (1) PCR | - | 12~16 |
| 390 | HIT抗体 | (1) ライフ [®] 比濁法 | 1.0未満 隆性 (U/mL) | 2~6 |
| 391 | 特異的IGE(MAST 36 アリゲン) | (1) CLEIA | MASTクラス 0 1.39以下 (LC) | 3~5 |
| 392 | 抗酸菌分離培養(液体法) | (1) 加-サートマリー | 18.0~59.0 | 3~5 |
| 393 | リコグロブリン定性 | (6) HPLC | 陰性 | 7~10 |
| 394 | HBS抗原(HQ) | (1) CLEIA | 0.005未満 (IU/mL) | 2~4 |
| 395 | PSA F/T比 | (9) CLEIA | 25 (PSA4.00~10.0ng/mLにおけるカットオフ値) (%) | 2~4 |
| 396 | HBC抗体(IGG) | (16) CLEIA | C.O.I. 1.0未満 | 2~4 |
| 397 | コラミド | (31) LC/MS/MS | (μg/mL) | 3~5 |
| 398 | EBウイルス抗EA IGG(EIA) | (12) EIA | 0.5未満 隆性 | 2~4 |
| 399 | EBウイルス抗VCA IGM(EIA) | (18) EIA | 0.5未満 隆性 | 2~4 |
| 400 | EBウイルス抗EBNA IGG(EIA) | (16) EIA | 0.5未満 隆性 | 2~4 |
| 401 | クラシアトロマイドDNA | (1) PCR(リアルタイムPCR) | 陰性 | 2~4 |
| 402 | 淋菌DNA | (1) PCR(リアルタイムPCR) | 陰性 | 2~4 |
| 403 | 便中リコ [®] カタ [®] 叫抗原 | (1) EIA | 陰性 | 2~4 |
| 404 | 不規則性抗体 | (1) カラム凝集法(クーマ法、酵素法(フジ法)) | - | 3~5 |
| 405 | 免疫グローバリ-遊離L鎖κ/λ比 | (4) ライフ [®] 比濁法 | κ型 3.3~19.4(mg/L) λ型 5.7~26.3(mg/L) κ/λ比 0.26~1.65 | 2~4 |
| 406 | C1イソブ [®] -タ-活性 | (1) 発色性合成基質法 | 70~130 | 2~4 |
| 407 | L-FABP(CLEIA) | (1) CLEIA | L-FABPクレアチニン換算値 8.4以下(μg/gCr) | 2~4 |
| 408 | アミノ酸分析 | (1) HPLC | 別添⑧参照 | 7~10 |
| 409 | 血中ケラチン分画(動脈血) | (1) 酵素法 | ケト体比 セト酢酸/3-ヒドロキ酸比 0.7以上 | 2~4 |
| 410 | イソリ [®] 定量 | (1) 酵素法 | - | 2~8 |
| 411 | 抗アカボ [®] リ4抗体 | (21) ELISA | - | 2~6 |
| 412 | HBV DNA定量(IU)(リアルタイムPCR) | (17) PCR(リアルタイムPCR) | - | 3~5 |
| 413 | ネテカルシ | (25) ECLIA | 閉経前女性:7.8~30.8、閉経後女性:14.2~54.8、男性:8.4~33.1 | 2~4 |
| 414 | HBC抗体(IgG) | (16) CLEIA | C.O.I. 1.0未満 | 2~4 |
| 415 | MAC核酸同定(TRC) | (1) TRC法 | 陰性 | 2~4 |
| 416 | ボリカ [®] ール | (1) LC/MS/MS | 未設定 | 3~5 |
| 417 | EGFR変異解析 V2.0 | (1) PCR(リアルタイムPCR) | - | 3~6 |
| 418 | 抗酸菌感受性(MIC) | (1) 微量液体希釈法 | - | 2~3週 |
| 419 | 免疫電気泳動(特異抗血清) | (36) 免疫固定法 | - | 4~6 |
| 420 | 尿中免疫電気泳動 | (22) 免疫固定法 | - | 4~6 |
| 421 | 1ストレオール(E2) | (19) ECLIA | 別添⑨参照 | 2~4 |
| 422 | HTLV-I(ATLV)抗体(CLEIA) | (5) CLEIA | 陰性 | 2~4 |
| 423 | トロビン [®] -アチトロビン [®] Ⅲ複合体 | (156) CLEIA | 3.0以下 | 2~4 |
| 424 | リコ [®] ミド | (15) ライフ [®] 凝集法 | 10~30μg/mL | 2~4 |
| 425 | リコ [®] 加-ナルパン [®] F | (24) 等電点電気泳動法 | 検出せず | 10~14 |
| 426 | HIV-1 RNA定量 リアルタイムPCR | (1) RT-PCR(リアルタイムPCR) | 検出せず | 3~5 |
| 427 | 脂肪酸分画(4成分) | (2) Gas-chromatograph法 | ジ-ホ-γ-リリン酸 22.6~72.5 アラ [®] 酸 135.7~335.3 イコサヘキサエン酸 10.2~142.3 ドコサヘキサエン酸 54.8~240.3(μg/mL) EPA/AA比 0.05~0.61 DHA/AA比 0.27~1.07 (EPA + DHA)/AA比 | 4~6 |
| 428 | 細胞診(尿LBC) | (54) パ [®] コ [®] 染色 | - | 4~7 |
| 429 | 淋菌 C.トロマイドDNA同時同定 | (1) PCR(リアルタイムPCR) | 陰性 | 2~4 |
| 430 | ア [®] ジ [®] ル | (18) LC/MS/MS | (ng/mL) | 3~5 |
| 431 | HTT遺伝子CAG反復配列解析 | (1) PCR | - | 12~16 |
| 432 | EBウイルスDNA定量 | (1) PCR(リアルタイムPCR) | 検出せず | 2~4 |
| 433 | 抗酸菌同定(質量分析) | (5) MALDI-TOF-MS | - | 2~5 |
| 434 | IA [®] 叫ム | (1) ECLIA | 免疫抑制剤 Trough 3.0~8、抗悪性腫瘍剤 Trough5~15 | 2~4 |
| 435 | 25ヒ-脱ビ [®] タミンD(くる病) | (1) CLEIA | ビタミンD欠乏20以下 | 2~4 |
| 436 | MAJOR BCR-ABL1 mRNA定量 | (1) RT-PCR(リアルタイムPCR) | ナトリウムRNAを検出せず(コピー-/μgRNA) | 3~5 |
| 437 | JAK2V617F遺伝子変異解析 | (1) リアル特異的定量PCR(リアルタイムPCR) | 1.000%以下陰性 | 4~8 |
| 438 | ADAMTS13活性 | (1) ELISA | 0.10以上(IU/mL)10以上(%) | 2~5 |
| 439 | ADAMTS-13活性 [®] タ- | (1) ELISA | 0.5未満(BU/mL)陰性 | 2~5 |
| 440 | 特異的IGE(MAST 48 MIX) | (1) CLEIA | MASTクラス 0 1.39以下 (LC) | 4~6 |
| 441 | オ-タシ [®] | (1) CLEIA | 男性:肝線維化0.910、肝硬変1.69、女性:肝線維化1.27、肝硬変2.12(カットオフ値) | 2~4 |
| 442 | 先天性QT延長症候群遺伝子 | (1) 次世代シーケンス(NGS)法 | - | 35~80 |
| 443 | 遊離脂肪酸(NFA) | (1) 酵素法 | 140~850 | 2~4 |
| 444 | 尿中リコ [®] カタ [®] 叫抗原 | (1) ELISA | 尿中リコ [®] カタ [®] -ヒ [®] 叫抗原(INDEX) 1.0未満 尿中リコ [®] カタ [®] -ヒ [®] 叫抗原(判定) 陰性 | 2~8 |
| 445 | TSH受 [®] タ-抗体(TRAB)(CLEIA) | (34) Bioassay | 110未満 | 2~4 |
| 446 | 可溶性IL-2セレ [®] タ-(SIL-2R) | (104) CLEIA | 157~474 | 2~4 |
| 447 | 結核菌群核酸同定(TRC) | (11) TRC法 | 陰性 | 2~4 |
| 448 | IGG4(LA) | (70) ライフ [®] 免疫比濁法 | 11~121 | 2~4 |
| 449 | 脂肪酸分画(24成分) | (2) Gas-chromatograph法 | 別添⑩参照 | 10~14 |
| 450 | G-band | (4) 血液疾患染色体 G-BANDING | - | 7~16 |
| 451 | 好中球BCR-ABL1 T(9;22)(F) | (1) FISH | - | 7~10 |
| 452 | BCR-ABL1 T(9;22)転座 FISH | (1) FISH | - | 7~10 |
| 453 | 尿中蛋白分画 | (1) アガロース [®] 電気泳動法 | (%) | 2~4 |
| 454 | 白血球中α-L-イヌ [®] ダ-ゼ | (1) 人工基質法 | - | 不定期 |
| 455 | 白血病 [®] マクスクリ-ング(定量) | (1) RT-PCR(リアルタイムPCR) | (コピー-/μgRNA) | 3~5 |
| 456 | メタクリ [®] ルメタクリ [®] 分 | (6) LC/MS/MS | メタクリ [®] ルメタクリ [®] 0.04~0.19 ルメタクリ [®] 0.09~0.33 (mg/day) | 4~6 |
| 457 | ニン濃度(ARC)(CLEIA) | (2) CLEIA | C24:0 / C22:0 0.628~0.977 C25:0 / C22:0 0.012~0.023 C26:0 / C22:0 0.003~0.006 | 2~4 |
| 458 | 膀胱 [®] カコ [®] | (1) ELISA | 空腹時 5.4~55.0 | 5~11 |
| 459 | インターリン [®] -6(IL-6) | (2) CLEIA | 5.8以下 | 2~4 |
| 460 | 骨髓像検査(医師判定あり) | (4) カ [®] サ [®] 染色と特殊染色による鏡検法 | 別添⑪参照 | 4~9 |
| 461 | 25OHビタミンD(骨粗鬆症) | (11) CLEIA | 欠乏 20.0未満、不足 20.0~29.9 | 2~4 |
| 462 | 肺リニアクト [®] ア [®] イ(A-SP-A) | (6) CLEIA | 43.8未満 | 2~4 |
| 463 | カジダ [®] マン抗原(ELISA) | (4) ELISA | 0.05未満 | 2~4 |
| 464 | CDトドシンB遺伝子 定性 | (1) PCR(リアルタイムPCR) | 陰性 | 2~4 |
| 465 | NUDT15 CODON 139多型解析 | (1) PCR(リアルタイムPCR) | - | 4~8 |
| 466 | 特異的IGE(C-PAC16)皮膚炎用 | (1) FEIA | クラス 0 0.35未満 (UA/ml) | 2~4 |
| 467 | ジメリulinDNA | (1) MLPA | 遺伝子の欠失および重複を認めず | 12~23 |
| 468 | 抗MI-2抗体 | (1) ELISA | 53未満 隆性 | 2~4 |

| | | | | |
|-----|------------------------|--------------------------------|--|-------|
| 469 | リ-テストロン(RIA) | (1) RIA固相法 | 男性 20~29歳:7.6~23.8 30~39歳:6.5~17.7 40~49歳:4.7~21.6 50~59歳:4.6~19.6 60~69歳:5.3~11.5 70歳以上:4.6~16.9 女性 20~29歳:0.4~2.3 30~39歳:0.6~2.5 40~49歳:0.3~1.8 50歳以上:0.8~1.7 | 2~6 |
| 470 | MAC抗体(抗酸菌抗体定性) | (1) ELISA | 陰性 0.7未満 (U/mL) | 3~5 |
| 471 | 遊離メタボリン2分画(血中) | (20) ELISA | 遊離メタボリン 130以下(pg/mL) 遊離メタボリン 506以下(pg/mL) | 不定期 |
| 472 | 白血球中 α-ガラクトシダーゼ A | (1) 人工基質法 | - | 不定期 |
| 473 | FCM悪性リノバ腫解析検査 | (1) - | - | 不定期 |
| 474 | 極長鎖脂肪酸 | (2) Gas-chromatograph法(GC-MSD) | C24:0 / C22:0 0.628~0.977 C25:0 / C22:0 0.012~0.023 C26:0 / C22:0 0.003~0.006 | 6~19 |
| 475 | カルニチン分画 | (1) 酵素サイクリング法 | 総カルニチン 45~91 遊離カルニチン 36~74 アルカルニチン 6~23 (μmol/L) | 2~4 |
| 476 | 抗カルボン酸IgM抗体 | (5) ELISA | 20.8以下 | 2~4 |
| 477 | SARS-CoV-2核酸検出 | (1) PCR | 陰性 | 2~5 |
| 478 | 凝固活性 第XIII因子(F13) | (1) 合成基質法 | 70~140(%) | 2~4 |
| 479 | クラスIトロマイクル IGA(EIA) | (1) EIA | 0.90未満 陰性 判定基準:下記参照 | 2~4 |
| 480 | 培養同定(口腔、気道) | (1) 培養同定およびMALDI-TOF-MS | - | 3~10 |
| 481 | 培養同定(消化管) | (1) 培養同定およびMALDI-TOF-MS | - | 3~10 |
| 482 | 培養同定(泌尿器) | (2) 培養同定およびMALDI-TOF-MS | - | 3~10 |
| 483 | 培養同定(その他の部位) | (7) 培養同定およびMALDI-TOF-MS | - | 3~10 |
| 484 | 抗P/Q型カルシウムチャネル(VGCC)抗体 | (1) RIA | 30.0未満(pmol/L) | 不定期 |
| 485 | SOD1遺伝子解析(ALS) | (1) ダイレクトシーケンス法 | - | 17~21 |
| 486 | 抗酸菌感受性(MIC)SGM | (1) 微量液体希釈法 | - | 14~21 |
| 487 | 抗酸菌感受性(MIC)RGM | (1) 微量液体希釈法 | - | 14~21 |
| 488 | 感受性-1菌種 | (1) 微量液体希釈法ディスク拡散法 | - | 3~6 |
| 489 | 嫌気性培養 | (10) 嫌気培養同定およびMALDI-TOF-MS | - | 6~14 |
| 490 | 抗表皮成分自己抗体(直接法) | (1) 蛍光抗体染色法 | - | 12~14 |
| 491 | インフルエンザウイルス A型 (HI) | (1) HI(赤血球凝集抑制反応) | A型(H1N1) 10未満 A型(H3N2) 10未満(倍) | 3~5 |
| 492 | インフルエンザウイルス B型 (HI) | (1) HI(赤血球凝集抑制反応) | B-1 10未満 B-2 10未満(倍) | 3~5 |
| 493 | インフルエンザウイルス B型(CF) | (1) CF(補体結合反応) | 4未満(倍) | 4~6 |
| 494 | 抗GQ1B IgG抗体 | (1) ELISA | - | 7~11 |
| 495 | 抗RNAポリメラーゼ III抗体 | (1) ELISA | 28未満 判定基準:下記参照 | 2~4 |
| 496 | MEFV遺伝子解析(FMF) | (1) ダイレクトシーケンス法 | - | 28~35 |
| 497 | β-ミトトロン1-42/1-40比 | (10) CLEIA | 0.067以上(カットオフ値) | 2~8 |
| | 計 | (17,540) | | |

| 未保険検査 | | | | | |
|-------|----------------------|-------|--------------------------------|--|-------|
| 区分 | 項目名 | 数量 | 検査方法 | 基準値 | 所要日数 |
| 1 | 抗平滑筋抗体 | (2) | FA | 陰性(40未満) | 2~4 |
| 2 | 抗胃壁細胞抗体 | (4) | FA | 陰性(10未満) | 2~4 |
| 3 | β-リボ ⁺ 蛋白 | (1) | 免疫比濁法 | 220~650 | 2~4 |
| 4 | リツチム | (11) | 比濁法 | 5.0~10.2 | 2~4 |
| 5 | ビタミンE分画 | (1) | HPLC | α-トコフェロール: 0.49~1.09 β-トコフェロール: 0.02以下 γ-トコフェロール: 0.05~0.17 δ-トコフェロール: 0.01以下 (mg/dL) | 不定期 |
| 6 | ミミン随伴性糖蛋白 自己抗体 | (1) | ELISA | SGPG(ELISA) 3200以下 MAG(ELISA) 1600以下 | 24~29 |
| 7 | ビタミンA | (1) | HPLC | 97~316 | 4~6 |
| 8 | ビタミンB6 | (1) | HPLC | ビタミンM 0.6以下 F 0.6以下 ビタミンM 6.0~40.0 F 4.0~19.0 ビタミンM 3.0以下 (ng/mL) | 3~5 |
| 9 | ビタミンE | (4) | 蛍光法 | 0.75~1.41 | 7~13 |
| 10 | 血中鉛(PB) | (1) | 原子吸光分析法 | (μg/dL) | 3~5 |
| 11 | カドミウム | (1) | ICP-MS | 0.5以下(μg/dL) | 7~11 |
| 12 | 胸水中性脂肪酸 | (1) | テッカ凝集免疫比濁法 | (ng/mL) | 2~4 |
| 13 | ルーパスアンファラント(APTT凝固) | (1) | APTT凝固時間法 | 46.5以下 | 2~4 |
| 14 | IL-10(インターロイキン-10) | (1) | ELISA | 5以下(参考値) | 不定期 |
| 15 | ヘリコバクテリウム判定 | (1) | ヘマトキシリン・エオジン染色 | 5~7 | |
| 16 | 抗ラグナルルス氏島抗体(ICA) | (1) | 免疫蛍光抗体間接法 | 陰性(5未満) | 12~17 |
| 17 | 破傷風抗体 | (1) | EIA | 0.10以上 | 13~17 |
| 18 | ジフリニア抗体 | (1) | EIA | 0.10以上 | 13~17 |
| 19 | サイトカイン検査15 | (1) | - | - | 不定期 |
| 20 | HLA-DR | (1) | ヒコロメトリ- | 11.0~46.0 | 3~5 |
| 21 | ビタミンK分画 | (1) | HPLC | ビタミンK1 0.15~1.25 ビタミンK2(MK-4) 0.10以下 (ng/mL) | 3~9 |
| 22 | ノックアラート因子リムー解析 | (1) | SDSアガロスゲル電気泳動法 | NORMALパターン | 7~11 |
| 23 | 単純V&IウイルスDNA定性 | (45) | PCR | 陰性 | 3~5 |
| 24 | サトメガウイルスDNA定性 | (2) | PCR | 陰性 | 3~5 |
| 25 | アミノ酸組成 | (1) | ELISA | - | 2~4 |
| 26 | 未染標本作製 | (4) | - | - | 5~7 |
| 27 | 染色標本作製 | (4) | - | - | 5~7 |
| 28 | 抗DS-DNA IGM抗体(ELISA) | (1) | ELISA | 6未満 | 2~15 |
| 29 | ペントラキシン(PTX3) | (20) | ELISA | 0.73~5.49 | 3~16 |
| 30 | アルブミン(AL) | (20) | テッカ凝集免疫比濁法 | 4.0以上 | 2~4 |
| 31 | SD LDL | (20) | 直接法 | 35.0未満 | 2~4 |
| 32 | 水痘・帯状疱疹ウイルスDNA定性 | (29) | PCR | 陰性 | 3~5 |
| 33 | 細菌DNA特殊検査20 | (1) | - | - | 不定期 |
| 34 | IL-6(インターロイキン-6) | (1) | CLEIA | 4.0以下 | 2~5 |
| 35 | 電顎病理 未保点 | (1) | 超薄切片法 | - | 21~28 |
| 36 | IL-1β(インターロイキン-1β) | (1) | ELISA | 10以下(参考値) | 不定期 |
| 37 | 遺伝子解析PCR 30 | (1) | - | - | 不定期 |
| 38 | SCA6 CAG反復配列解析 | (1) | ダイレクトシーケンス | CAG反復配列数: 4~16回 | 不定期 |
| 39 | 乱用薬物スクリーニング | (1) | (スクリーニング)EMIT法/(確認検査)LC-MS/MS法 | 検出せず | 3~10 |
| 40 | 手術材料(1) | (1) | - | - | 14~21 |
| 41 | 抗内因子抗体 | (5) | CLEIA | - | 2~6 |
| 42 | プロタク作製 | (1) | - | - | 5~7 |
| 43 | HLA-A,B(血清対応型タイピング) | (1) | PCR-rSSO法 | - | 3~5 |
| 44 | 抗TIF1-γ抗体 | (1) | ELISA | 32未満 陰性 | 2~4 |
| 45 | L-ドーピング | (1) | HPLC | 1.2~2.2 | 5~18 |
| 46 | C1Q | (1) | ヒコロメトリ- | 8.8~15.3(mg/dL) | 2~8 |
| 47 | HLA-DR(血清対応型タイピング) | (1) | PCR-rSSO法 | - | 3~5 |
| 48 | C11ヌラギ抑制因子定量 | (1) | ヒコロメトリ- | 21~39 | 13~17 |
| 49 | RI自己抗体 | (1) | IFA | 50未満 | 11~18 |
| 50 | HU自己抗体 | (1) | IFA | 100未満 | 11~18 |
| 51 | YO自己抗体 | (1) | IFA | 200未満 | 11~18 |
| 52 | TNF-α(高感度) | (12) | ELISA | 0.75~1.66(参考値) | 不定期 |
| 53 | 抗リボソームP抗体 | (1) | ELISA | 11以下(なし) | 2回/月 |
| 54 | VEGF | (1) | ELISA | EDTA血漿: ND~115(pg/mL) | 3~23 |
| 55 | エンテロウイルス70型(NT) | (1) | NT(中和反応) | 4未満 | 6~19 |
| 56 | エンテロウイルス71型(NT) | (1) | NT(中和反応) | 4未満 | 6~19 |
| 57 | HLA-C(DNAタイピング) | (1) | PCR-SBT法 | - | 6~7 |
| 58 | ウロ ⁺ 酸定量 | (1) | - | 未設定 | 不定期 |
| 59 | 抗MOG抗体 | (1) | Cell Based Assay(CBA)法 | 陰性 | 不定期 |
| 60 | LOX-INDEX | (11) | CLEIA | LOX-index: 低リスク<1068 中リスク<7160 高リスク sLOX-1: 低リスク<270 中リスク<1440 高リスク (pg/mL) LAB: 低リスク<3.3 中リスク<7.9 高リスク(µg·cs/mL) | 不定期 |
| 61 | ヒトインターロイキン(EIA) | (1) | EIA | 0.1以下(参考値) | 不定期 |
| 62 | 腫瘍随伴性レチノイド自己抗体 | (1) | IFA | 50未満 | 11~18 |
| 63 | 赤痢アントボウスDNA定性 | (1) | PCR | 陰性 | 5~11 |
| 64 | 寄生虫抗体スクリーニング | (1) | ドットELISA | 各寄生虫とも0 | 4~10 |
| 65 | 標本病理判定のみ | (1) | ヘマトキシリン・エオジン染色 | - | 5~7 |
| 66 | 総外蛋白(AD) | (1) | CLEIA | 146~410(pg/ml) | 3~9 |
| | 計 | (244) | | | |

| 採 血 管 等 | | |
|---------|--------------------------------|----------|
| 区分 | 品名 | 数量 |
| 1 | EDTA-2Na 7mL | (60) 本 |
| 2 | ハパリントナトリウム 5mL | (57) 本 |
| 3 | ハパリントナトリウム 10mL | (2) 本 |
| 4 | 3.2%クエン酸 4.5mL | (12) パック |
| 5 | オートセット 3mL ECP | (2) 本 |
| 6 | ハパリントナトリウム 4mL | (15) 本 |
| 7 | インセパック-SQ 3mL(アルミニウム) | (4) 本 |
| 8 | EDTA2K (シクロスピリノ) | (12) 本 |
| 9 | グライケインセパック-S 5mL(HCV-RNA) | (7) 本 |
| 10 | P S F バキュテイナ P P T 遺伝子検査 5 M L | (4) 本 |
| 11 | インセパック-E ハパリントNa(インドトキシン) | (11) 本 |
| 12 | ネオチュー-ア (アプロチニン) | (4) 本 |
| 13 | ネオチュー-ア (PAIgG) ラベル付(ACD-A液入) | (7) 本 |
| 14 | ネオチュー-ア (NK活性) | (1) 本 |
| 15 | ネオチュー-ア β-TG 2.7mL | (8) 本 |
| 16 | テストメタ採便器N(ヒリコウゲンEIA) | (2) 袋 |
| 17 | ベノジエクトⅡ EDTA-2K 2mL | (296) 箱 |
| 18 | ベノジエクトⅡ アレイン 5mL(凝固促進フィルム) | (4) 箱 |
| 19 | ベノジエクトⅡ ハパリントナトリウム 2mL | (9) 箱 |
| 20 | ベノジエクトⅡ オートセット 6mL | (254) 箱 |
| 21 | ベノジエクトⅡ フッ化ナトリウム 2mL | (113) 箱 |
| 22 | 真空採血管モノセットV(血沈用) | (19) 箱 |
| 23 | インセパック SIM-K0705SQH-黄色 | (22) 箱 |
| 24 | ベノジエクトⅡ 3.2%クエン酸ナトリウム 1.8mL | (99) 箱 |
| 25 | 尿コップ用フタ(205用針穴有)50010 | (4) 箱 |
| 26 | ハルンカップ K200 | (2) 箱 |
| 計 | | (1,030) |

別添①

院内59 マッショウケツイキイツバ^ン

| 項目名 | 検査法 | 基準値 |
|--------------|-----------------------|--|
| 白血球数(WBC) | フローサイトメトリ-法 | M 3900-9800 (/μL) F 3500-9100 (/μL) |
| 赤血球数(RBC) | 電気抵抗検出法 (シスフロ-DC検出方式) | M 427-570(10^4 /μL) F 376-500(10^4 /μL) |
| 血色素量(Hb) | SLS-Hb法 | M 13.5-17.6(g/dL) F 11.3-15.2(g/dL) |
| ヘマトクリット値(Ht) | 赤血球パルス波高値検出法 | M 39.8-51.8(%) F 33.4-44.9(%) |
| M C V | 計算法 | M 82.7-101.6(fL) F 79.0-100.0 (fL) |
| M C H | 計算法 | M 28.0-34.6(pg) F 26.3-34.3(pg) |
| M C H C | 計算法 | M 31.6-36.6(%) F 30.7-36.6(%) |
| 血小板数(PLT) | 電気抵抗検出法 (シスフロ-DC検出方式) | M 13.1-36.2(10^4 /μL) F 13.0-36.9(10^4 /μL) |

別添②

院外150 IGF-1(ソマトメビンC)

(単位 : ng/mL)

| 年齢(歳) | 男性 | 女性 |
|-------|---------|---------|
| 0 | 11~149 | 15~154 |
| 1 | 14~148 | 23~186 |
| 2 | 18~154 | 32~213 |
| 3 | 24~164 | 40~227 |
| 4 | 32~176 | 48~238 |
| 5 | 44~193 | 56~252 |
| 6 | 55~215 | 69~287 |
| 7 | 63~247 | 89~357 |
| 8 | 72~292 | 111~438 |
| 9 | 84~350 | 133~517 |
| 10 | 99~423 | 155~588 |
| 11 | 113~499 | 175~638 |
| 12 | 125~557 | 188~654 |
| 13 | 133~579 | 193~643 |
| 14 | 138~570 | 193~625 |
| 15 | 141~552 | 192~614 |
| 16 | 142~543 | 192~611 |
| 17 | 142~540 | 191~599 |
| 18 | 142~526 | 188~574 |
| 19 | 143~501 | 182~539 |
| 20 | 142~470 | 175~499 |
| 21 | 139~436 | 168~459 |
| 22 | 135~405 | 161~425 |
| 23 | 131~379 | 155~397 |
| 24 | 128~356 | 151~375 |
| 25 | 125~337 | 147~358 |

| 年齢(歳) | 男性 | 女性 |
|-------|---------|---------|
| 26 | 119~329 | 146~336 |
| 27 | 116~322 | 141~328 |
| 28 | 114~315 | 137~320 |
| 29 | 111~309 | 133~312 |
| 30 | 109~303 | 129~304 |
| 31 | 107~297 | 126~297 |
| 32 | 105~292 | 122~290 |
| 33 | 103~287 | 119~283 |
| 34 | 102~283 | 115~277 |
| 35 | 100~279 | 112~271 |
| 36 | 99~275 | 109~265 |
| 37 | 97~272 | 106~260 |
| 38 | 96~269 | 103~254 |
| 39 | 95~266 | 100~250 |
| 40 | 94~263 | 98~245 |
| 41 | 94~261 | 95~240 |
| 42 | 93~259 | 93~236 |
| 43 | 92~257 | 90~233 |
| 44 | 92~255 | 88~229 |
| 45 | 91~253 | 87~226 |
| 46 | 90~250 | 85~224 |
| 47 | 90~250 | 83~221 |
| 48 | 89~248 | 82~219 |
| 49 | 88~246 | 81~218 |
| 50 | 87~245 | 80~216 |
| 51 | 87~243 | 79~215 |

| 年齢(歳) | 男性 | 女性 |
|-------|--------|--------|
| 52 | 86~242 | 78~213 |
| 53 | 85~240 | 77~212 |
| 54 | 84~239 | 76~211 |
| 55 | 84~238 | 75~210 |
| 56 | 83~237 | 74~208 |
| 57 | 82~236 | 73~207 |
| 58 | 81~235 | 72~205 |
| 59 | 80~233 | 71~203 |
| 60 | 79~232 | 70~201 |
| 61 | 77~230 | 69~198 |
| 62 | 76~228 | 68~196 |
| 63 | 75~226 | 66~194 |
| 64 | 73~224 | 65~191 |
| 65 | 72~221 | 64~188 |
| 66 | 70~219 | 62~186 |
| 67 | 68~216 | 61~183 |
| 68 | 66~213 | 60~180 |
| 69 | 65~209 | 59~177 |
| 70 | 63~206 | 57~175 |
| 71 | 61~202 | 56~172 |
| 72 | 58~198 | 55~170 |
| 73 | 56~194 | 54~167 |
| 74 | 54~190 | 53~165 |
| 75 | 52~185 | 52~163 |
| 76 | 50~181 | 50~160 |
| 77 | 48~177 | 49~158 |

別添③

院外164 プロゲスロン

| | | | |
|-----|----|-----|-----------|
| 非妊婦 | 女性 | 卵胞期 | 0.28以下 |
| | | 排卵期 | 5.69以下 |
| | | 黄体期 | 2.05~24.2 |
| | | 閉経後 | 0.33以下 |
| | 男性 | | 0.22以下 |

| (単位 : ng/mL) | | |
|--------------|---------------|-----------|
| 妊娠 | 妊娠初期 (4~13週) | 13.0~51.8 |
| | 妊娠中期 (14~27週) | 24.3~82.0 |
| | 妊娠後期 (28~38週) | 63.5~174 |

別添④

院外165 DHEA-S

(単位 : μg/dL)

| 年齢(歳) | 男性 | 女性 |
|-------|---------|--------|
| 18~20 | 24~537 | 51~321 |
| 21~30 | 85~690 | 18~391 |
| 31~40 | 106~464 | 23~266 |
| 41~50 | 70~495 | 19~231 |
| 51~60 | 38~313 | 8~188 |
| 61~70 | 24~244 | 12~133 |
| 71~ | 5~253 | 7~177 |

別添⑤

院外213 NTX

(単位 : nmolBCE/mmol・CRE)

| | | |
|------|-----------------------------|-----------|
| 基準値 | 男性 | 13.0～66.2 |
| | 閉経前女性 | 9.3～54.3 |
| | 閉経後女性 | 14.3～89.0 |
| 判定基準 | 骨吸収亢進の指標 | 55以上 |
| | 副甲状腺摘出術の適応 | 200以上 |
| | 悪性腫瘍 (乳癌, 肺癌, 前立腺癌) の骨転移の指標 | 100以上 |

別添⑥

院外314 黃体形成ホルモン(LH)

(単位 : mIU/mL)

| | | |
|----|-----|------------|
| 女性 | 卵胞期 | 1.76~10.24 |
| | 排卵期 | 2.19~88.33 |
| | 黄体期 | 1.13~14.22 |
| | 閉経後 | 5.72~64.31 |
| 男性 | | 0.79~5.72 |

別添⑦

院外315 卵胞刺激ホルモン(FSH)

(単位 : mIU/mL)

| | | |
|----|-----|------------|
| 女性 | 卵胞期 | 3.01~14.72 |
| | 排卵期 | 3.21~16.60 |
| | 黄体期 | 1.47~8.49 |
| | 閉経後 | 157.79以下 |
| 男性 | | 2.00~8.30 |

別添⑧

院外340 血中アミノ酸分析(39種類)・341 アミノ酸分析 9種類(LC/MS)・408 アミノ酸分析

| 検査項目 | アミノ酸分析（39種類） | アミノ酸分析（9種類） | アミノ酸分析 |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------|
| アミノ酸名 | 血漿 (単位: nmol/mL) | 血漿 (単位: nmol/mL) | 尿 (単位: μmol/day、Ureaのみm mol//day) |
| Taurine | 39.5 ~ 93.2 | - | 322.2-5214.5 |
| Phosphoethanolamine | 設定なし | - | 31.0 - 110.0 |
| Urea | 設定なし | - | 130.3 - 493.2 |
| Aspartic acid | 2.4以下 | - | 12.7以下 |
| Hydroxyproline | 21.6以下 | - | ND |
| Threonine | 66.5 ~ 188.9 | - | 79.9 - 528.3 |
| Serine | 72.4 ~ 164.5 | - | 208.8-1020.0 |
| Asparagine | 44.7 ~ 96.8 | - | 60.7 - 372.3 |
| Glutamic acid | 12.6 ~ 62.5 | - | 11.3 - 42.7 |
| Glutamine | 422.1 ~ 703.8 | - | 207.0-1357.3 |
| Sarcosine | TR | - | 99.0以下 |
| α-Aminoadipic acid | ND | - | 16.7 - 118.6 |
| Proline | 77.8 ~ 272.7 | - | ND |
| Glycine | 151.0 ~ 351.0 | - | 652.1-3670.6 |
| Alanine | 208.7 ~ 522.7 | - | 141.2 - 833.9 |
| Citrulline | 17.1 ~ 42.6 | - | 13.5 - 55.6 |
| α-Aminobutyric acid | 7.9 ~ 26.6 | - | 27.1以下 |
| ※Valine | - | 147.8~307.0 | 24.8 - 82.2 |
| Cystine | 13.7 ~ 28.3 | - | 23.7 - 170.9 |
| Cystathionine | TR | - | TR - 44.7 |
| ※Methionine | - | 18.9~40.5 | TR - 20.2 |
| ※Isoleucine | - | 43.0~112.8 | 7.5 - 23.5 |
| ※Leucine | - | 76.6~171.3 | 24.6 - 89.3 |
| ※Tyrosine | - | 40.4~90.3 | 50.6 - 308.4 |
| ※Phenylalanine | - | 42.6~75.7 | 27.2 - 110.2 |
| γ-Amino β-hydroxybutyric acid | ND | - | ND |
| β-Alanine | TR | - | TR - 153.0 |
| β-Amino-iso-butyric acid | TR | - | TR - 1623.9 |
| γ-Aminobutyric acid | ND | - | ND |
| Monoethanolamine | 10.4以下 | - | 195.3 - 606.2 |
| Homocystine | ND | - | ND |
| ※Histidine | - | 59.0~92.0 | 436.4-2786.5 |
| 3-Methylhistidine | 5.0以下 | - | 113.4 - 480.9 |
| 1-Methylhistidine | 18.5以下 | - | 59.3 - 2816.2 |
| Carnosine | ND | - | 87.6以下 |
| Anserine | ND | - | 231.4以下 |
| Tryptophan | 37.0 ~ 74.9 | - | 20.7 - 150.7 |
| Hydroxylysine | ND | - | 22.9以下 |
| Ornithine | 31.3 ~ 104.7 | - | 6.9 - 43.9 |
| ※Lysine | - | 108.7~242.2 | 51.6 - 1639.6 |
| ※Arginine | - | 53.6~133.6 | 11.6 - 54.8 |
| Total AA | 2068.2 ~ 3510.3 | - | - |
| NEAA | 1381.6 ~ 2379.4 | - | - |
| EAA | 660.0 ~ 1222.3 | - | - |
| BCAA | 265.8 ~ 579.1 | - | - |
| EAA/NEAA | 0.40 ~ 0.63 | - | - |
| BCAA/Total AA | 0.11 ~ 0.18 | - | - |
| フィッシャー比 | 2.43 ~ 4.40 | - | - |

別添⑨

院外421 エストラジオール(E2)

| | | | |
|-----|----|-------------|--------------|
| 非妊婦 | 女性 | 卵胞期 | 28.8 ~ 196.8 |
| | | 排卵期 | 36.4 ~ 525.9 |
| | | 黄体期 | 44.1 ~ 491.9 |
| | | 閉経後 | 47.0以下 |
| 男性 | | 14.6 ~ 48.8 | |

| (単位 : pg/mL) | | |
|--------------|------|--------------|
| 妊婦 | 妊娠初期 | 208.5 ~ 4289 |
| | 妊娠中期 | 2808 ~ 28700 |
| | 妊娠後期 | 9875~ 31800 |

別添⑩

院外449 脂肪酸分画(24成分)

| 脂肪酸名 | 略号 (炭素数) | 基準値 | |
|-------------------------------|-------------|--------------|-------------|
| | | μg/mL | 重量% |
| ラウリン酸 | C12 : 0 | 10.2以下 | 0.31以下 |
| ミリスチン酸 | C14 : 0 | 10.8~61.1 | 0.36~1.43 |
| ミリストレイン酸 | C14 : 1ω5 | 3.2以下 | 0.09以下 |
| パルミチニン酸 | C16 : 0 | 495.1~918.3 | 19.18~23.84 |
| パルミトトレイン酸 | C16 : 1ω7 | 23.8~117.3 | 0.87~3.18 |
| ステアリン酸 | C18 : 0 | 167.6~312.7 | 6.13~8.49 |
| オレイン酸 | C18 : 1ω9 | 433.9~910.1 | 16.19~23.66 |
| リノール酸 | C18 : 2ω6 | 708.1~1286.0 | 23.24~36.89 |
| γ-リノレン酸 | C18 : 3ω6 | 2.5~25.6 | 0.09~0.72 |
| リノレン酸 | C18 : 3ω3 | 11.5~45.8 | 0.40~1.30 |
| アラキジン酸 | C20 : 0 | 6.9~14.4 | 0.24~0.46 |
| エイコセン酸 | C20 : 1ω9 | 2.6~9.5 | 0.09~0.30 |
| エイコサジエン酸 | C20 : 2ω6 | 4.3~9.3 | 0.15~0.26 |
| 5-8-11エイコサトリエン酸 | C20 : 3ω9 | 6.0以下 | 0.17以下 |
| ジホモ-γ-リノレン酸 | C20 : 3ω6 | 22.6~72.5 | 0.79~2.05 |
| アラキドン酸 | C20 : 4ω6 | 135.7~335.3 | 4.21~9.30 |
| エイコサペントエン酸 | C20 : 5ω3 | 10.2~142.3 | 0.36~3.99 |
| ベヘニン酸 | C22 : 0 | 14.6~30.3 | 0.43~0.91 |
| エルシン酸 | C22 : 1ω9 | 1.4以下 | 0.04以下 |
| ドコサテトラエン酸 | C22 : 4ω6 | 2.9~10.4 | 0.10~0.30 |
| ドコサペントエン酸 | C22 : 5ω3 | 9.5~31.8 | 0.34~0.89 |
| リグノセリン酸 | C24 : 0 | 15.5~31.2 | 0.49~0.90 |
| ドコサヘキサエン酸 | C22 : 6ω3 | 54.8~240.3 | 1.88~6.86 |
| ネルボン酸 | C24 : 1ω9 | 27.1~53.0 | 0.78~1.64 |
| T/T比 (C20 : 3ω9/C20 : 4ω6) | | 0.02以下 | - |
| EPA/AA比 (C20 : 5ω3/C20 : 4ω6) | | 0.05~0.61 | |
| DHA/AA比 (C22:6ω3/C20:4ω6) | | 0.27~1.07 | |
| (EPA+DHA) / AA比 | | 0.32~1.66 | |
| ω3/ω6比 | | 0.09~0.36 | |

別添⑪

院外460 骨髄像検査（医師判定あり）

| | | 基準値(%) | |
|----------|------------------|-------------------|--|
| 顆粒球系・単球系 | 好中球 | 骨髓芽球 0.1~1.7 | |
| | | 前骨髓球 1.9~4.7 | |
| | | 骨髓球 8.5~16.9 | |
| | | 後骨髓球 7.1~24.7 | |
| | | 桿状核球 9.4~15.4 | |
| | 好酸球 (1.1~5.2) | 分葉核球 3.8~11.0 | |
| | | 前骨髓球 - | |
| | | 骨髓球 - | |
| | | 後骨髓球 - | |
| | | 桿状核球 - | |
| | 好塩基球 | | |
| | 顆粒球系核分裂像 | | |
| | 単球系 | 前単球 - | |
| | | 単球 0.0~0.6 | |
| | | 基準値(%) | |
| 赤芽球系 | 赤芽球系 | 前赤芽球 0.1~1.1 | |
| | | 好塩基性赤芽球 0.4~2.4 | |
| | | 多染性赤芽球 13.1~30.1 | |
| | | 正染性赤芽球 0.3~3.7 | |
| | | 赤芽球系核分裂像 | |
| その他 | その他 | リンパ球 8.6~23.8 | |
| | | 形質細胞 0.0~3.5 | |
| | | 細網細胞 0.0~0.8(0.3) | |
| | | 組織球 | |
| | | 肥満細胞 | |
| | | その他1 | |
| | | その他2 | |
| | | その他3 | |
| 巨核球 | | <0.1 | |
| M/E比 | | 1.1~3.5(2.3) | |

(別紙2) 緊急検査項目

| 項目 | |
|-----|--|
| 生化学 | TP |
| | GOT |
| | GPT |
| | CK |
| | BUN |
| | CRE |
| | Na・CL |
| | K |
| | AMY |
| | T-Bil |
| | Ca |
| | GLU |
| | NH3 |
| | CRP |
| | CK-MB |
| | ジゴキシン |
| | フェニトイソ |
| | バルブロ酸 |
| | 血清浸透圧 |
| | 血液ガス |
| | LDH |
| | γ-GTP |
| | ALB |
| | UA |
| | ALP |
| | CHE |
| | D-Bil |
| | T-CHO |
| | TG |
| | HDL-C |
| | LDL-C |
| 血液 | 末梢血液一般 |
| | PT |
| | APTT |
| | Fib |
| | Dダイマー |
| | ABO式血液型 |
| | Rh式血液型 |
| 項目 | |
| 免疫 | HBs抗原 |
| | HCV |
| | TPLA |
| | RPR |
| | BNP |
| | HIV |
| | TSH |
| | FT3 |
| | FT4 |
| 尿一般 | 妊娠反応 |
| | 尿一般 |
| 輸血 | 髓液一般 |
| | 夜間・休日等輸血 (血液型, 交差試験) |
| その他 | トロポニンT |
| | 夜間・休日等 インフルエンザ検査 |
| | SARSコロナウイルス核酸検出検査 SARS-CoV2抗原(定性)検査 |

※ 感染症と輸血関連以外は30分以内の報告とする。

(別紙3)

| | | | | | |
|--|--|-----|-------------------------|--------|--|
| 診療科 | | | | | |
| 患者氏名 | | | | | |
| 生年月日 | | | | | |
| 提出先 | | | 提出年月日 | | |
| 提出医 | | | | | |
| 提出 年 月 日 | | 自費 | | 保険 EXP | |
| 病名（症状） | | | | | |
| 依頼内容 | | | | | |
| 検査部記入欄 | | | | | |
| 記入日 年 月 日 記入者 | | | | | |
| <p>●オーダーシステムで入力できない検査項目、検体預かりの依頼にご利用ください。尚、内容により実施できない検査もあります。</p> <p>●検体預かり依頼時は、依頼内容に検体名・検体項目名を記入の上、「検体預かり」と記入してください。</p> | | | | | |
| マルチ伝票 | | 依頼元 | 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 検査部 | | |

(別紙4)

費用負担区分

| 委託者の負担 | 受託者の負担 |
|--|--|
| <p>(1) 受託者が使用する委託者の検査室及び 関連施設又は設備（当直室、洗浄室、冷 蔵室、空調設備、給排水設備、搬送設備 等）とその保守費用</p> <p>(2) 光熱水費</p> <p>(3) 検査室内、当直室の清掃及び当直室 寝具</p> <p>(4) 検査に関する医療廃棄物及び有害物質 の処理費用</p> <p>(5) 検査に必要な採取容器（検体を医療機 関から委託先測定部署まで保管・輸送す る為の容器は含まない）</p> | <p>(1) 検査実施に必要な検査技師の人件 費</p> <p>(2) 検査室の採血管準備システム</p> <p>(3) 委託者の検査室内を必要に応じ区画す る場合の工事費用</p> <p>(4) 区画内の検査機器及び 備品類の整備 費ならびにその保守費</p> <p>(5) 検査部門システム及びその関連費用</p> <p>(6) 脳卒中・神経脊椎センター電子カルテ システムに接続するための検査シス テム側の費用</p> <p>(7) 検査に必要な試薬及び消耗品</p> <p>(8) 院外依頼書及び電子カルテシステムダ ウン時の依頼書及び各種報告書等の帳 票類</p> <p>(9) 検査技師が使用する事務機器及び事務 用品</p> <p>(10) 特殊検査容器（受託者の指定容器）</p> |

この費用負担区分に定めない費用については、委託者・受託者協議のうえ決定する。

委託者の負担（5）、受託者の負担（10）は、衛生検査所行公正取引協議会の定める「公
正競争規約」の区分とする。

リモートメンテナンス取扱いに係る詳細事項

ここでは、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「病院」という。）における、「検体検査業務委託仕様書」で別に定めると規定した標記の対応について、本業務の委託者となる横浜市病院事業管理者（以下「委託者」という。）が、本業務の受託者（以下「受託者」という。）に明示するために、その詳細を定める。

（目的）

- 1 本詳細事項は、病院において受託者が運用する検体検査部門システムに対し、受託者が障害対応時の保守及び、定期的に実施されている一定処理の間、外部からのリモートにより検査機器の状況を確認し、より確実な精度管理を実現、検査業務の質向上を目的に、通信回線を介して遠隔地から接続を行っての検体検査部門システムソフトウェア保守作業（以下「リモートメンテナンス」という。）を実施する場合に遵守するべき詳細事項を定めることにより、本来の目的である障害対応時の迅速なトラブルシュートが実現できるように環境を整える一方、同時に委託者が確保しておかねばならない診療情報のセキュリティを確実に担保し、患者の個人情報を保護することを目的とする。

（本規約の適用範囲と責任）

- 2 (1) 受託者は第4項から第9項までの内容を検体検査システムの保守を担当するベンダ（以下「部門ベンダ」という。）に対しても遵守させるものとする。
(2) 部門ベンダが本詳細事項に違反した場合は委託者・受託者間で契約している委託契約書に基づいて、罰則規定の適用を含めて対応するものとする。
(3) リモートメンテナンスは受託者と部門ベンダが締結のサポート保守契約（以下「保守契約」という）に基づいて部門ベンダが実施するものであり、保守契約の内容、範囲が変更となった場合は、その内容に基づいて委託者・受託者間で改めて詳細について協議するものとする。

（届出）

- 3 (1) 受託者はリモートメンテナンスを行うにあたり、別に定めるリモート接続許可届出書（以下「届出書」という。）を委託者に提出しなければならない。また提出した届出書の内容に変更があった場合は、受託者は委託者に変更された内容を反映した届出書をすみやかに提出しなければならない。
(2) 届出書には部門ベンダの管理責任者、作業を実施する担当者を記載の上、提出すること。

（回線利用）

- 4 部門ベンダがリモートメンテナンスを行う接続回線（以下「リモート接続回線」という。）については以下の条件を満たすものとする。
(1) 部門ベンダの回線利用にあっては事前に受託者より申請を行い、委託者が承認した部門ベンダのみとする。
(2) 部門ベンダが回線を利用する場合はその仕組みや、第5項に掲げる各端末のセキュリティ対策内容を、リモートメンテナンスを開始する最低1か月前までに受託者より委託者に書面により明示し、委託者により承認を得た場合のみ許可するものとする。

（接続端末）

- 5 リモートメンテナンスを利用する端末は以下の条件を満たすものとする。
(1) リモートメンテナンス専用端末であり、部門ベンダの社内に設置していること。
(2) 個人所有端末でなく、また障害発生や問合せ時の解析に用いるログ等を除き、外部記憶媒体への書き出しありは不可とすること。
(3) ウィルス対策ソフトが起動して常駐しており、またウィルス対策パターンファイル及び検索エンジンは最新の状態が維持されていること。
(4) 接続端末のOSのバージョン、製造番号、リモートのアクセスに利用するものを含め導入されているソフトウェアが明確になっていること。また、端末環境については受託者より委託者に事前に報告

されていること。

- (5) 盗難などの防止対策を施し、また施錠できる部屋に設置していることを写真や図面等で委託者に示すとともに、BIOS のパスワード（7 文字以上）または、同等のセキュリティ対策ならびにハードディスク暗号化を施した端末であること。
- (6) 上記にない項目については委託者の指示に従うこと。

(接続環境)

- 6 リモートメンテナンス接続環境は以下の条件を満たすものとする。
 - (1) 利用する回線は、受託者が委託者の検査室に設置する公衆回線または、インターネット VPN を使用するものとする。
 - (2) 委託者ならびに受託者はウィルス発生等または緊急時には部門ベンダに通知することなく回線を物理的に切り離すことができるものとする。
 - (3) 公衆回線を使用する場合においては、リモートメンテナンス環境へ接続可能な接続元電話番号を指定可能であること。
 - (4) 接続ユーザ及びパスワード設定が可能であること。
 - (5) アクセスログが記録・参照できること。
 - (6) ファイヤーウォール等、パケットフィルタリング可能な機能を設け、必要のない機器やサービスにアクセスできないよう対策を講じること。
 - (7) 必要に応じて、遠隔保守環境の観察等を委託者が実施できること。

(利用条件)

- 7 (1) 接続方式について
 - リモートアクセスソフトを利用し、検査システム側をホスト、接続元の部門ベンダをクライアントとする。
 - (2) 情報参照並びにデータ取得についての規定は以下のとおりとする。
 - ア 参照したデータ内容並びに取得した情報について報告すること。
 - イ 受託者は委託者に接続時間（通信開始時刻・通信終了時刻）及び実施した作業内容（通信内容）を報告すること。
 - ウ 無断で院内情報、患者情報、個人情報を含む情報並びにログ情報を取得・ダウンロードすることは禁止するものとする。
 - エ 各システム、ネットワーク装置などに記録されるアクセスログ等について、委託者の担当者は必要に応じて、部門ベンダの許可無く閲覧できることとする。

(個人情報の保護)

- 8 (1) 委託者の医療情報システムにおいて保有している患者の個人情報について、受託者及び部門ベンダは、委託者が別に定める内容に従い、確実に保護しなければならない。部門ベンダの作業員がリモートメンテナンスの作業の過程において委託者の特定の患者情報を故意に入手してはならず、また仮に不作為の状態で知ることとなった患者情報についても、その秘密を他者に漏らしてはならない。
- (2) 第 5 項で規定する端末から、委託者の患者情報が識別できる状態で印刷、及びデータの持ち出しを行ってはならない。ただし、その患者情報のデータでのみ障害や不具合が発生する場合の解析等に用いる場合は除く。
- (3) 受託者は委託者の提供する資料をもとに個人情報保護研修を実施しなければならない。

(その他)

- 9 (1) リモートメンテナンスを実施する上で必要となる、この規約に定めがない項目については、受託者及び部門ベンダが単独で判断することなく、必ず委託者・受託者間で協議するものとする。
- (2) 受託者及び部門ベンダは、リモートメンテナンスの実施如何に関わらず、委託者に発生した障害や不具合等に関して、委託者の要請に基づき、速やかに修正、復旧等を行うこと。

以上

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（内訳書及び工程表）

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要ないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するといふにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するといふにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならぬ。
(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

- において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。
- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(条件変更等)
- 第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。
- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。
- (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
- (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
- (1) 第1項第1号に該当し
、設計図書を訂正する場合
委託者が行う。
- (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を
変更する場合で、契約の
履行の内容の変更を伴う
もの
委託者が行う。
- (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を
変更する場合で、契約の
履行の内容の変更を伴う
もの
委託者と受託者とが協
議して行う。

ないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となつたと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となつたときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となつたときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。
- (臨機の措置)
- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適當でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠つことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出しがちでない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行ふことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前払金)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があつた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかないと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があつたときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないもののを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくときは、
委託者が定める。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくときは、
受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関する契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に當たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に當たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定める。

委託契約約款 第22条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第22条第1項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

1 本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、諸経費として計上すること。

2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価（該当労務単価： ）
 神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

- 物品の単価（該当物品： ）
 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）

3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は2のとおり）
 委託契約約款第2条に規定する、受託者から提出された内訳書
(以下、「受託者の内訳書」という。)による算出
(ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。)

上記2種の併用

労務単価 使用項目
受託者の内訳書使用項目

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

| 調査項目 | 内容 | | | | | | |
|--------------------------|---|----------------------|----|--|--|----|--|
| 1 業者名 | <input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条) | | | | | | |
| 2 業務の作業担当部署名 | | | | | | | |
| 3 業務の現場責任者役職名 | | | | | | | |
| 4 業務の個人情報取扱者の人数 | | | | | | | |
| 5 個人情報保護関連資格等 | <input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入 | | | | | | |
| 6 個人情報保護に関する社内規程等 | <input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし | | | | | | |
| 7 個人情報保護に関する研修・教育 | <input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他() | | | | | | |
| 8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等 | | | | | | | |
| 9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容 | <table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr></table> | (1) 対応規程・マニュアル等がある場合 | 名称 | | | 内容 | |
| (1) 対応規程・マニュアル等がある場合 | 名称 | | | | | | |
| | 内容 | | | | | | |
| (2) 対応規程・マニュアル等がない場合 | (漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。) | | | | | | |

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-----|--|--|----------------------------------|------|--|--|----------------------------------|
| (1) 作業施設の入退室管理 | <p>作業期間中の入室可能人数</p> <p><input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録</p> <p><input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | | | | | | | |
| (2) 個人情報の保管場所 | <table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> | 紙媒体 | <input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 | | <input type="checkbox"/> その他 () | 電磁媒体 | <input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 | | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 紙媒体 | <input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| 電磁媒体 | <input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| (3) 作業施設の防災体制 | <p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | | | | | | | |
| (4) 個人情報の運搬方法 | <table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 紙媒体 | | | | 電磁媒体 | | | |
| 紙媒体 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 電磁媒体 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (5) 個人情報の廃棄方法 | <table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 紙媒体 | | | | 電磁媒体 | | | |
| 紙媒体 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 電磁媒体 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入) | | | | | | | | | |

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 作業を行う機器 | <input type="checkbox"/> 限定している（ノート型____台、デスクトップ型____台） <input type="checkbox"/> 限定していない |
| (2) 外部との接続 | <input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（_____） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない |
| (3) アクセス制限 | <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（_____） パスワードの付け方（_____） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない |
| (4) 不正アクセスを検知するシステムの有無 | <input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし |
| (5) マルウェアを検知するシステムの有無 | <input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし |
| (6) ソフトウェアの更新 | <input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（_____） |
| (7) アクセスログ | <input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（_____年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない |
| (8) 停電時のデータ消去防止対策 | <input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（_____） <input type="checkbox"/> なし |
| (9) その他の対策 | |
| 12 外国における個人情報の取扱いの有無 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。 |
| (1) 個人情報の取扱いがある外国の名称 | |
| (2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等 | |

年　月　日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要となる端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めるなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めるなければならない。

(従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用
(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならぬ。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報をについて、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があつたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であつても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となつたときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和7年7月1日)